

澪標

# 



境界 ゼロ 紛争 宣言

# 大阪土地家屋調査士会

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号 TEL:06-6942-3330 FAX:06-6941-8070 e-mail otkc-3330@chosashi-osaka.jp



大阪土地家屋調査士会 大阪弁護士会

協法境

合意解決

## ーおおさか 境界問題相談セ

隣人との話し合いによる解決を目指します。 お気軽にご相談ください。

06-6942-8750

受付/月―金 9:00~17:00(土・日・祝は除く)

※電話でのご相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合 ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

T540-0023

大阪市中央区北新町3番5号 大阪土地家屋調査士会 会館5F

電話(06)6942-8750(代表)FAX(06)6942-8751 E-mail:soudan@chosashi-osaka.jp



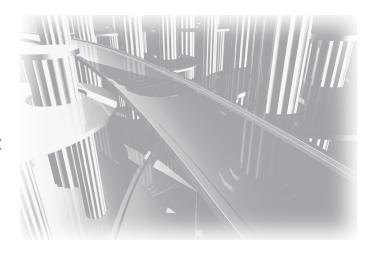
- 4 令和6年度 第86回定時総会 令和6年5月24日
- 6 表彰を受けた人たち
- 9 ご来賓・ご招待者の皆さま
- 11 祝辞 大阪法務局長 様ほか

#### 14 大阪法務局 着任の御挨拶

中川法務局長/沼田民事行政部長/田中首席登記官

#### 16 令和6年度 支部総会報告

- 23 令和6年度 第1回会員研修会 ~阪神淡路大震災体験談~
- 25 「測量の日」記念フェア2024
- 27 令和5年度 境界問題相談センターおおさか研修会
- 29 「松原市空き家の流通促進に関する連携協定」を締結しました
- 30 会則・共済規則・会費減免規程・イントラネット検討委員会規則の一部改正について
- 35 近畿測量専門学校からのお知らせ
- 36 懲戒処分事例
- 38 公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより
- 39 大阪土地家屋調査士協同組合だより
- 40 大阪土地家屋調査士政治連盟だより
- 42 大阪青年土地家屋調査士会だより
- 43 会員異動
- 48 常任理事会
- 49 業務日誌
- 53 公嘱協会の動き
- 53 行事予定
- 54 編集後記
- 54 おくやみ/訃報の対応/支部別会員数





# 令和6年度 大阪土地家屋調査土会 第86回定時総会

令和6年5月24日(金)午後2時から、昨年と同じく大阪市中央区の「ホテル日航大阪」で第86回定時総会が開催されました。

定刻になり、物故者に黙とうをささげ、中林邦友会長の挨拶の後、議長・議事録署名者へと続き、議長に岡田真一・黒田成宣両会員が選出され、両会員が挨拶をされました。議長の指名で議事録署名者には下農淳也・白井康之両会員が決まりました。

次に報告事項に進み、中林会長から「令和5年度会務ならびに事業経過報告」が行われ、最後に会務の執行を終えるにあたり「例年と同様に事業計画どおりに実行できたこと、またできなかったこともありましたが、本会各事業部の在り方、事務所の形態、非調事案の調査、本会と支部の在り方等の課題は今後も継続して検討していかなければならない」という説明がありました。また、会館検討委員会は本会会館の耐震診断を実施し、その結果が近々出てくるので現在の本会会館を今後どうするのか具体的に検討する段階に入るとのことでした。

続いて、各部長からの報告で、井上朝雄総務部長から澪標ネットの今後についての報告で「全国統一情報共有・会員管理システム」についての説明会を実施し、単位会15会で共同し協議会を立ち上げたという説明がありました。これは大阪会で澪標ネットシステムの脆弱化に伴い、全国統一したシステムにすることで利便性・安全性・金銭的負担の削減が見込めるとのことでした。河﨑尊業務研修部長の報

告では、大阪法務局表示登記実務研修に講師派遣を 行い、測量の知識と測量の機械を実際に使っての研 修は法務局で大盛況だったと報告を受けているとい うことでした。

続いて、第1号議案の令和5年度の決算報告が森 脇英明財務部長からあり、その後、佐野紀夫監事か らの監査報告が行われました。

次に第2号議案の会則の一部改正の件について、 井上部長から取扱事件年計報告書の提出義務違反の 罰則を戸籍謄本等職務上請求書使用簿の提出規定と 均衡を取る必要があるために改正を行うとの説明が ありました。

第3号議案・第4号議案が一括上程され、第3号議案では令和6年度事業計画案の重点施策として総務部の管轄である「全国統一情報共有・会員管理システム協議会」について井上部長から詳しい説明がありました。これは全国各会との情報ネットワーク網を構築する一方、事務効率化と構築・維持費用の大幅削減を目的とする土地家屋調査士全体のデジタルトランスフォーメーション化(DX化)を推進するために、東京会と共に主導的な役割を果たすというものでした。10年後を見据えた取り組みであり、会員の皆さんの応援をお願いされていました。

田中秀典社会事業部長は、谷町四丁目の看板のデザイン変更に向けて動いていることや京阪天満橋駅 デジタルサイネージにチャレンジすること、ホームページのシステムを新しいものにすることにも取り

組んでいく等の説明がありました。各部の説明後に 会員からの質問に対し担当部長から答弁が行われ、 全ての審議に対して可決されました。

休憩後式典会場で表彰式に移り、大阪法務局長表彰・連合会長表彰・連合会長感謝状・会長表彰(表彰名簿は別掲)がなされ、これまで業務に真摯に向き合ってこられた先生方の功績がたたえられ、表彰状を受け取られる姿は少し照れてる先生もおられましたが、皆さんとてもすてきでした。

続いて、来賓の方々の祝辞・祝電が披露され、松島稔副会長の閉会の辞で第86回定時総会は閉会し、場所を移して、懇親会の場に皆さん流れて行かれました。

(社会事業部理事・長田育紀)









松島副会長



山脇副会長



井上部長



森脇部長



河﨑部長



田中部長



(左)岡田議長



(右)黒田議長



佐野監事

#### 第86回定時総会 式次第

- 一. 開 会
  - 一. 物故者に黙とう
  - 一. 開会の辞
  - 一. 会長挨拶
- 二. 議事
  - 一. 議長選出・挨拶
  - 一. 議事録署名者選出
  - 一. 報告事項

令和5年度 会務ならびに事業経過報告

一. 議案審議

第1号議案 令和5年度 決算報告に関する件(各特別会計を含む)

第2号議案 会則の一部改正の件

第3号議案 令和6年度 事業計画案に関する件

第4号議案 令和6年度 歳入・歳出予算案に関する件

- 三. 式 典
  - 一. 来賓紹介
  - 一. 表彰式

大阪法務局長表彰

連合会長表彰

連合会長感謝状

会長表彰

長寿祝金贈呈

- 一. 来賓祝辞
- 一. 祝電披露
- 四. 閉 会
  - 一. 閉会の辞

### 表彰を受けた人たち

(敬称略)

#### 大阪法務局長表彰

 岡田
 真一(中
 央)
 髙島
 康弘(中河内)

 藤井
 俊博(北
 摂)
 川口
 良仁(
 堺
 )

 原
 俊広(
 堺
 )
 達
 光隆(泉
 州)

#### 連合会長表彰

#### 【顕彰規程第5条表彰状】

小川 和德(中 央) 北川 貞司(北河内) 山田 直樹(北 摂) 森 光広(北 摂) 橘 泰弘(泉 州)

#### 【顕彰規程第7条第1項第2号感謝状】

窪田 圭佑 (中 央) 中西 統 (大阪城) 太平 元彦 (中河内)

#### 会長表彰

線谷 茂則(中 央) 三谷 善樹(中河内) 下農 淳也(中河内) 髙島 賈(北河内) 阪本 征仁(北河内) 朝日 一真(北 摂) 坂中 昭久( 堺 ) 向井 彰一(泉 州) 酒井 健(泉 州)

#### 長寿祝金贈呈

**〈傘 寿〉** 5名 **〈古 稀〉** 31名



## 法務局長表彰(左から)

岡田 真一会員 藤井 俊博会員 川口 良仁会員 原 俊広会員 逵 光隆会員

## 連合会長表彰 (左から)

小川 和德会員 北川 貞司会員 山田 直樹会員 森 光広会員 橘 泰弘会員



## 連合会長感謝状

太平 元彦会員

# 会長表彰(右から)



三谷 善樹会員 下農 淳也会員 綿谷 茂則会員 貢会員 阪本 征仁会員 坂中 昭久会員 髙島 健会員 向井 彰一会員 酒井

















#### 第86回定時総会ご来賓・ご招待者の皆さま

(順不同)

満村 和宏様 〇

中村 好春様 〇

・〇印は総会式典・懇親会ともご出席

#### 〈ご来 賓〉

大阪法務局 中川 博文様 〇 局 長 民事行政部部長 沼田 知之様 〇 同部総務課長 中本 佳恵様 〇 同部不動産登記部門 首席登記官 田中 博幸様 〇 国土交通省国土地理院 近畿地方測量部部長 田中 宏明様 〇 大阪府議会副議長 中井もとき様 〇 大阪市会副議長 土岐 恭生様 〇 大阪弁護士会副会長 林 尚美様 〇 大阪司法書十会会長 嘉浩様 〇 谷 日本公認会計士協会近畿会 荒井 巌様 副会長 近畿税理士会副会長 植木 心一様 大阪府行政書士会会長 西村 誠様 公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会 副会長 土居 博輝様 大阪府社会保険労務士会 副会長 今中 智之様

#### 日本弁理士会関西会

顧問弁護士

顧問弁護士

副会長 小原 玄嗣様 一般社団法人大阪府建築士事務所協会 副会長 湯浅 桂輔様 公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部 副本部長 長谷川琢也様 日本土地家屋調査士会連合会 佐々木義徳様 〇 副会長 公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会 舩原 大弘様 〇 理事長 大阪土地家屋調査士協同組合 理事長 辰巳 好数様 〇 大阪土地家屋調査士政治連盟 副会長 玉置 広和様 〇 公益社団法人民間総合調停センター 副理事長 藤原 誠様 境界問題相談センターおおさか運営委員会 委員長・弁護士 西野 弘一様 境界問題相談センターおおさか運営委員会 委 員・弁護士 滝口 広子様

#### 〈政 治 関 係〉

衆議院議員	伊佐	進一様
同・浮島智子議員秘書	水野	保夫様
同	北側	一雄様
同・國重徹議員秘書	福本	彰律様
同	佐藤	茂樹様
同	谷川	とむ様
同	宗清	皇一様
同	柳本	顕様
同	鰐淵	洋子様
参議院議員	石川	博崇様
同・太田房江議員秘書	川端	威臣様
同・杉久武議員秘書	川久倒	R一司様
同	松川	るい様
同	山本	香苗様

大阪府議会議員	内海 久子様
同	大竹いずみ様
同	垣見大志朗様
同	加治木一彦様
同	川岡 栄一様
同	中野 剛様
同	西野 修平様
同	肥後洋一朗様
同	由井 聖太様
同	横道 淳子様
大阪市会議員	明石 直樹様
同	岸本 栄様
同	小山 光明様
同	佐々木哲夫様
同	杉田 忠裕様

同		司	隆史様
同		西﨑	照明様
同		森	慶吾様
同		ШП	悟朗様
同		Ш⊞	正和様
同		山本と	も子様
東大阪市議会議員		山﨑	毅海様
前衆議院議員		岡下	昌平様
同・大西宏幸議員秘書		吉田	剛様
同・左藤章議員秘書		奴井	和幸様
同	とか	いしきな	おみ様
同・長尾たかし議員秘書		中塚	貴充様
同・中山泰秀議員秘書		茂原	英仁様
前大阪府議会議員		林	啓二様
元大阪府議会議員		鈴木	和夫様

#### 〈ご 招 待〉

大毎広告株式会社

代表取締役社長 仲井 和弘様

三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第三部

公務開発室長 末永 健様

株式会社島本保険事務所

次 長 畦地 一成様



# 祝辞

#### 大阪法務局長 中川 博文 様

本日、ここに大阪土地家屋調査士会第86回定時 総会が開催されるに当たりまして、一言、お祝いの 言葉を申し上げます。

まず始めに、大阪土地家屋調査士会並びに会員の 皆様には、平素から、当局所掌事務の適正・円滑な 運営に、格別の御理解と御協力をいただいていると ころであり、この場をお借りして、改めて深く感謝 を申し上げます。また、表彰を受けられました皆様 は、永きにわたり業務に精励され、土地家屋調査士 制度の充実・発展に大いに貢献されるなど、その御 功績は誠に顕著であります。改めて敬意を表すると ともに、心からお祝いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の猛威がようや く落ち着き、日常生活を取り戻しつつあったとこ ろ、本年元日、多くの方々が甚大な被害を受けた令 和6年能登半島地震が発生しました。この度の能登 半島地震により被災された皆様とその御家族の皆様 に、心よりお見舞い申し上げます。当局において は、我が国の社会経済活動の基盤を担う民事法務行 政の重要性を考慮し、コロナ禍や災害発生時におい ても、業務を適切に継続し、円滑な業務運営を行え るよう努力してまいります。また、近年の法務局に 対する多様な国民のニーズに応えるため、様々な新 しい課題にも取り組んでいく所存ですので、引き続 き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、せっかくの機会でありますので、最近の 法務局に関する若干の事項についてお話しいたしま す。

第1に、法務行政における新規施策についてで す。本年4月1日から相続登記の申請義務化が施行 されました。昨年4月に運用が開始された相続土地 国庫帰属制度とともに、これらの制度が国民に周知 されることが、所有者不明土地問題の解消につな がっていきます。当局におきましては、引き続き効 果的かつ効率的な周知広報に取り組んでいきたいと 考えていますので、貴会会員の皆様におかれまして も、国民に接する際には、相続登記の重要性をお伝 えいただくとともに、これらの制度の積極的な周知 広報につきまして、より一層の御協力をお願いいた

します。また、所有者不明土地問題への取組の一環 として実施している表題部所有者不明土地解消作業 につきましては、土地家屋調査士の皆様には所有者 等探索委員として、これまで培われてきた知識や経 験を大いにいかしつつ御尽力いただいていることに 感謝を申し上げます。当局といたしましても、作業 の適下かつ円滑な実施に引き続き努めてまいりま す。

第2に、登記所備付地図の整備についてです。当 局では、茨木市において従来型の作業を実施すると ともに堺市において大都市型の作業を実施していま す。現行の整備計画は今年度で終了するところ、今 後は、本年3月に決定された基本方針に基づき、来 年度以降の次期地図整備計画の策定を進め、実施地 区や面積を決定することとなりますので、引き続 き、土地家屋調査士の皆様の御支援をお願いいたし ます。

第3に、筆界特定制度についてです。当局管内に おける申請件数は、制度発足から高水準を維持して おり、この制度が一定の評価をいただいていること を示すものと考えております。円滑な筆界特定制度 の運営のため、引き続き筆界調査委員としての御協 力をお願いいたします。

第4に、オンライン申請の利用状況についてで す。

当局において、本年2月に不動産登記のオンライ ン申請の利用率が約76%と過去最高となりました。 これは皆様方の積極的な御協力のたまものであり、 改めて感謝を申し上げます。

しかしながら、本年3月25日及び29日において、 システム障害によりオンライン申請の利用ができな いという状況が全国の登記所において発生しまし た。年度末の御多忙を極める中において、大変御迷 惑をお掛けしたことを、この場をお借りしましてお わび申し上げます。今後は同様の事案が発生するこ とがないよう、本省にも積極的に働きかけていきま すので、引き続きオンライン申請を最大限に御利用 いただきますよう御協力をお願いいたします。

ところで、土地家屋調査士法においては、令和元 年に第1条が改正され、土地家屋調査士の専門家と しての使命が明らかにされました。

皆様におかれましては、今後も、引き続き、法の 趣旨にのっとり、不動産の表示に関する登記及び土 地の筆界を明らかにする業務の専門家として、国民 生活の安定と向上に寄与されますよう、御期待申し 上げます。

終わりに、本総会の盛会を祝し大阪土地家屋調査会のますますの御発展と皆様方の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

#### 日本土地家屋調査士会連合会 会長 **岡田 潤一郎 様** (代読 副会長 佐々木義徳様)

本日ここに、大阪土地家屋調査士会第86回定時総会が開催されましたことに、まずもってお慶びとお祝いを申し上げます。

また、日頃から中林会長を始めとして、役員の皆様、そして、会員の皆様には、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営にご理解ご協力をいただいておりますこと誠に心強く感謝を申し上げます。現在の執行部となって1年が経過しようとしていますが、この1年間、役員の一人一人が共通の認識をもって、令和5年度の定時総会で承認いただいた事業方針大綱に基づき、事業に取り組み、おおむね当初の目的を達成できたものと考えております。事業遂行にあたりましては、会員の皆様にもご協力いただき、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月1日に発生しました能登半島地震は、死者・負傷者、家屋の損壊等、極めて甚大な被害をもたらしました。被災されました皆様には心からお見舞い申し上げ、安定した生活を1日も早く取り戻されることを切に願っております。

昨今、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が予想される中、土地家屋調査士が作成・提出する「地積測量図」を災害後の復旧・復興に活用できる国家座標により作成することが、土地家屋調査士法第一条に規定されている土地家屋調査士の使命、すなわち「不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資すること」を全うすることになると確信しております。加えて政府が策定する国土強靭化基本計画にも則した災害からの復旧・復興に備えることが極めて重要であると認識し、国家座標による地積測量図の作成・提出を今後も更に推進してまいります。

次に、土地家屋調査士法における使命規定の成立

から6年目を迎えようとしている現在、本年4月1日から相続登記の申請義務化がスタートしました。日々、変化する社会環境において、相続土地国庫帰属法に伴う手続をはじめとする所有者不明土地問題等の社会的な意識の転換にも応えることができる、次なる土地家屋調査士法の改正が必要であると考えます。不動産に係る紛争予防・財産管理など土地家屋調査士の業務が、更なる社会的要請にも応えることができる規定とすることで、適正かつ円滑な土地利用を目的とした経済活動の促進につなげ、国民生活の安定と向上に資することにより、土地家屋調査士の明るい未来が訪れると考えます。令和6年度は、これらの実現を目指し最大限力を尽くす所存です。

さらに、国策であるデジタル化の促進と対応等、 社会の様々な動き、価値観や思考枠組みの変化に対応すべく、全ての土地家屋調査士に、隣接法律専門職としての自覚のもと、不動産の表示に関する登記 実務及び土地の筆界を明らかにするための業務を遂行することにより、社会に安定した生活を提供する職責を全うする資格者として活動することが求められています。これらの要請に的確に対応しています。これらの要請に的確に対応しています。とが、土地家屋調査士制度の充実と発展への道筋になるものと確信するとともに、この方向性を共有するためにも、会員一人一人が、この国の社会環境を正確に分析し、土地家屋調査士としての適正かつ正確な業務遂行に加えて、専門職独特の付加価値を提供しつつ、資格者としての対価を考えていただきたく存じます。

土地家屋調査士制度が社会において必要不可欠で 在り続けるには、その期待や要請に適時適切に応え ていかなければなりません。連合会においても、将 来世代へ持続可能な組織として継承することも考慮 のうえ、事業の見直し、組織のスリム化等の対策は 怠ることなく継続しますが、令和6年度からの今後 数年間を財政の転機として位置付け、財政基盤の安 定を図る所存です。また、全国土地家屋調査士制度の充 実・発展に向けて全力で取り組み、役員一丸となっ て邁進する覚悟でおります。是非とも大阪土地家屋 調査士会及び会員の皆様の一層のご理解とご協力、 更にはご提言も賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たり、本日ご列席の皆様のご健勝と大阪 土地家屋調査士会の益々のご発展、そして私たち土 地家屋調査士と国民の皆様がより近い存在になれる よう、輝かしい総会となることを祈念し、お祝いの 言葉といたします。

#### 大阪府議会副議長 中井 もとき 様

大阪土地家屋調査士会第86回定時総会式典の開 催、誠におめでとうございます。

大阪府議会を代表いたしまして、一言お祝い申し 上げます。

皆様方におかれましては、日頃から、筆界の専門 家として、土地や建物の権利の明確化のみならず、 土地境界紛争の解決や未然防止、また、災害時の 応急対策支援など、幅広い分野でご尽力いただいて おりますことに厚くお礼申し上げます。

近年、我が国においては、人口減少、少子高齢化 が進む中、適切な管理が行われていない空き家や所 有者不明土地が増加しており、大きな社会問題となっ ています。持続的な街づくりの成長を支えるために は、適正な登記や境界の明確化など地籍調査の促 進に取り組んでいくことが必要不可欠でございます。 皆様方には、専門的な見地から、行政や関係機関と の連携のもと対策に取り組んでいただいているとこ ろであり、改めて感謝申し上げますとともに、引き続 きお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。私 ども大阪府議会といたしましても、住民の皆様が安 全・安心に暮らせる大阪の街づくりに全力で取り組ん でまいります。

さて、2025年大阪・関西万博の開幕までいよいよ あと1年を切りました。万博は、世界の英知を結集 した新技術やサービスで、世界の課題解決への針路 を示し、未来に夢と希望を与えるものです。

この万博を成功させることはもちろんのこと、万博 開催のインパクトを大阪、ひいては日本全体の持続 的な成長と発展につなげてまいりたいと考えており ます。皆様方におかれましては、引き続き、ご理解、 ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、大阪土地家屋調査士会の益々のご発展 と、本日ご参会の皆様のご健勝・ご活躍をご祈念申 し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

#### 大阪市会議長 片山 一歩 様 (代読 副議長 土岐 恭生様)

大阪土地家屋調査士会第86回定時総会の開催に あたり、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、市民の不動産に関する権利の保全や、 取引の安全確保にご貢献いただいておりますことは もとより、「空家等対策の推進に関する特別措置法」 に基づき設置されました、大阪市空家等対策協議会 の委員として参画いただくなど、市政全般にわたり 多大なご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

また、不動産登記や境界問題についての無料相談 会の開催や、インターンシップ生の受け入れ、大学で の講義など、幅広い領域でご活躍されておりますこ とに、改めて敬意を表する次第であります。

私ども大阪市会といたしましては、スピード感を 持って時代の変化に即した施策を推進し、市民生活 の満足度を向上させていくとともに、豊かな大阪の 実現に向けた取り組みを着実に進めてまいります。 また、来年には世界最大級の国際イベントである大 阪・関西万博が開催されます。万博は、地球規模 の様々な課題に取り組むために、最先端技術などの 英知が集まる場であり、大きな経済効果が期待され ることはもちろんのこと、これからの大阪の発展に つながるものと存じます。皆様方におかれましては、 今後ともより一層のお力添えを賜りますようお願い申 し上げます。

結びになりますが、大阪土地家屋調査士会の今後 ますますのご発展と皆様方のご健勝・ご多幸を心よ りお祈り申し上げまして、お祝いのことばといたしま す。



# 大阪法務局 着任の御挨拶

#### 大阪法務局長 中川 博文



令和6年4月1日付けで大阪法務局長に任命さ れ、大阪地方裁判所から着任しました。よろしくお願 い申し上げます。

私は、平成8年4月に、裁判官に任官し、大阪地方 裁判所に赴任しました。その後、各地の裁判所に転勤 し、最近では、平成26年4月から2年間、釧路地方裁 判所民事部で裁判長を務め、平成28年4月から1年 間、大阪高等裁判所で勤務した後、平成29年4月か ら7年間、大阪地方裁判所民事部で裁判長を務めま した。直近の令和2年11月から令和6年3月までの 間は、同裁判所第10民事部(建築・調停部)に配属 されていましたところ、大阪土地家屋調査士会の会 員で、民事調停委員や専門委員として活躍されてい る方が数名おられ、その方々から専門的知見の提供 を受けて、複雑困難な不動産関係事件を担当するこ とがありました。この場をお借りして厚く御礼申し上 げます。

さて、大阪土地家屋調査士会を始めとして、その会 員の皆様には、日頃から、表示に関する登記はもちろ んのこと、登記事務の適正かつ円滑な運用に多大な 御協力をいただいており、大変感謝しています。皆様 の御理解・御支援をもちまして、法務局地図作成事 業は、順調に進行しています。御承知のとおり、現行 の整備計画は令和6年度で終了することから、令和7 年度以降の次期地図整備計画の策定に向けた準備 が進められており、令和6年3月に次期地図整備計画 の策定に向けた基本方針が決定されたところです。 今後は、この基本方針に基づき、事業類型を整理し た上、実施地区や面積が決定されることになります ので、引き続き御理解・御支援をいただきたいと思い ます。

筆界特定制度につきましては、当局では、この数 年、毎年200ないし300件の申請がされていますとこ ろ、このような多数の申請がされていることは、本制 度に対する信頼が得られ、当局における運用が一定 の評価をいただいていることを示すものと考えていま す。また、登記のオンライン申請につきましても、令和 5年度には75%前後の割合となり、広く利用されつ つあるところではありますが、更なる御活用をお願い いたします。

そして、所有者不明土地の問題につきましては、全 国のうちこれらの土地が占める割合は九州本島の大 きさに匹敵するともいわれ、今後、高齢化の進展によ る死亡者数の増加等により、ますます深刻化するお それがあり、その解決は喫緊の課題とされています。

「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第 24号) 及び 「相続等により取得した十地所有権の国 庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号) が成立しましたところ、両法律では、所有者不明土地 の発生の予防と利用の円滑化との両面から、民事基 本法制の総合的な見直しが行われています。その一 環として、直近では、令和6年4月1日から、相続登記 の申請の義務化が施行されましたが、土地家屋調査 士の皆様におかれましては、不動産の物理的状況を 正確に登記記録に反映させるために、必要な調査及 び測量を行うことを通じて、上記義務化について御 協力いただければと思います。もちろん、当局としま しても、これらの新しい制度を国民に分かりやすく周 知するとともに、これまでの取組を継続・発展してい きたいと考えています。

大阪法務局では、国民の期待と信頼に応えるた め、職員は日々誠実かつ真摯に各種業務に取り組ん でいます。今後とも引き続き、大阪土地家屋調査士 会及び会員の皆様から御支援・御協力を賜りますよ う、心よりお願い申し上げます。

#### 大阪法務局 民事行政部長 沼田 知之



本年4月1日付けの人事異動により、大阪法務局民事行政部長を拝命しました沼田です。どうぞよろしくお願いいたします。

大阪土地家屋調査士会とその会員の皆様方には、平素から、登記業務を始めとする当局の業務の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、茨城県の出身で採用も水戸地方法務局です。 その後、法務本省に異動し、仙台法務局と盛岡地方法 務局でそれぞれ2年間の勤務を挟んで、本省には通算 で25年勤務しました。昨年度の京都地方法務局での1 年を経て、大阪ブロック管内での勤務は2年目となりま す。

仙台法務局では、東日本大震災の翌年から現場の責

任者として復興業務を担当し、職権滅失登記や地図修正作業、「震災復興型」の地図作成作業の企画・立案、その実行などに従事しました。当時、現地の土地家屋調査士の皆さんとは、頻繁にお会いして情報交換や議論を重ね、協力して事業に取り組み、大きな成果をあげることができました。その時の経験から、私自身のポリシーとして、資格者代理人の皆様とは、密接にコミュニケーションを図っていきたいと考えています。

法務局においては、本年4月1日から、令和3年改正不動産登記法による所有者不明土地対策の核となる相続登記の申請義務化が始まるなど、社会を取り巻く新たな課題に取り組んでいます。また、来年度には、登記所備付地図の新たな整備計画もスタートします。そして、既存の筆界特定制度、表題部所有者不明土地解消作業、相続土地国庫帰属制度など、法務局が担う施策は、いずれも国民の皆様に与える影響が大きく、重要なものばかりです。大阪法務局としても、貴会との連携を更に深め、国民の期待にしっかりと応えてまいりますので、引き続き、御協力をお願いします。

終わりに、大阪土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

#### 大阪法務局民事行政部 不動産登記部門 首席登記官 田中 博幸



本年4月1日付けの人事異動により首席登記官を拝命しました田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大阪土地家屋調査士会の会員の皆様方には、平素から、表示に関する登記を始め、当局の所掌事務の適正・ 円滑な運営のために、格別の御理解と御協力をいただい ておりますことに対し、本誌面をお借りして改めて感謝 申し上げます。

せっかくの機会ですので、若干の自己紹介をさせていただきます。

私は、山口地方法務局に採用され、大阪法務局では平成27~28年度に統括登記官(地図整備担当)として勤務し、その後、岡山局、広島局、本省民事局、京都局で勤務いたしました。表示に関する登記の経験が長く、地図作成事業、筆界特定事務、表題部所有者不明土地解消作業、相続土地国庫帰属制度などに力を入れていましたので、土地家屋調査士の皆様とは特に縁が深いと思っています。

さて、御承知のとおり、法務局では、所有者不明土地

の解消を始めとして、時代の要請や国民の要望に的確に対応するため、現在、様々な重要施策を推進しているところです。

まず、登記所備付地図の整備につきましては、大都市型地図作成作業は堺市において、従来型地図作成作業は茨木市において、1年目及び2年目作業を順調に実施しています。また、本年度は令和7年度からの新たな地図整備計画の選定作業も始まります。今後も、会員の皆様方の御支援をいただきながら着実に作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、筆界特定制度では、会員の皆様には、筆界調査委員として、あるいは申請人の代理人として、この制度の適正な運用を積極的に支えていただいており、表題部所有者不明土地解消作業においては、所有者等探索委員として、これまで培われてきた知識や経験を活かし、御尽力をいただいています。改めて御礼申し上げますとともに、会員の皆様方には、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として、様々な場面で活躍されることを期待しております。

こうした施策を推進するためには、法務局と貴会が連携し、国民に対して、各種施策の効果的な広報などを積極的に実施して制度利用を促すとともに、適正・円滑な運営を行っていくことが重要と考えておりますので、貴会との連携を更に強化してまいりたいと考えております。

結びに、貴会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の着任の御挨拶とさせていただきます。

# 令和6年度支部総会報告

北支部

社会事業部担当副支部長塚田 徹

#### 支部規則を改定

令和6年度北支部定時総会は、5月10日(金) 午後4時から大阪市北区の「ホテルモントレ大阪」で開催されました。来賓として大阪法務局北出張所から大前篤央所長、本会から中林邦友会長、大阪土地家屋調査士協同組合から甲斐健児副理事長を迎えました。大阪法務局北出張所長にご出席いただいての総会開催は新型コロナウイルスの影響もあり、実に5年ぶりとなり、出席会員は委任状提出者54名を含んで94名でした。岡田直剛総務部幹事の司会のもと、髙山英樹副支部長の開会の辞、物故者に黙とう、佐々木志展支部長の挨拶、支部長表彰と続き、井手下武史会員が議長に選出されて議事に入りました。

まず、支部長と各部担当副支部長が令和5年度支部事業報告を行い、拍手多数で承認されました。続く第1号議案令和5年度決算ならびに監査報告も挙手多数で承認されました。

第2号議案令和6年度事業計画案、第3号議案令和6年度予算案については、いずれも原案どおり挙手多数で可決承認されました。

第4号議案で「支部規則改定の件」の審議がなされ、こちらも挙手多数で承認されました。

第5号議案で「監事欠員に伴う後任者選任の件」 の審議がなされ、役員選考委員会の選考で、柏木義 彦会員が選任されました。

以上で議事が終了し、来賓の祝辞、内山善雄副支 部長の閉会の辞で総会は終了しました。

この後、同ホテル内で懇親会が催され、会員間の 親睦を深めました。

支部会員の帰属意識向上を目標に「行きたい!」

と思っていただける事業執行を目指して今年度も頑張っていきたいと思います。





中央支部

社会事業部担当副支部長 岡本吉雄

#### 懇親会ではビンゴゲーム大会を開催

令和6年度の中央支部総会は4月25日(木)午後5時から大阪市阿倍野区の「都シティ大阪天王寺ホテル 吉野の間」で開催しました。当日の出席会員は94名(委任状提出者55名を含む)、来賓として、大阪法務局民事行政部不動産登記部門総括表示登記専門官井手英樹様、統括登記官西出剛史様、大阪法務局天王寺出張所統括登記官(出張所長)大谷邦彦様、大阪司法書士会から呉羽芳文南支部長、小山智

輝阪南支部長、中井孝文天王寺支部長、本会から中林邦友会長、大阪土地家屋調査士協同組合眞砂誠司情報事業部部長、大阪土地家屋調査士政治連盟松尾賢副会長、公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会舩原大弘理事長をお迎えしました。

司会は片岡美穂会員に務めていただき、物故者へ 黙とうをささげ、中西基文財務担当副支部長の開会 の辞の後、岡田真一支部長が挨拶を行いました。

議長には、上田大人会員、議事録作成者に柳原薫 会員、議事録署名者に浅井敬・寺本謙二郎両会員が それぞれ指名され、議事に入りました。

令和5年度の会務ならびに事業経過報告がなされ、第1号議案の令和5年度収支決算報告に続き同監査報告、第2号議案の令和6年度事業計画(案)、第3号議案の令和6年度収支予算(案)に関する件が、それぞれ承認可決されました。

次に本会出向理事の田中久也・利川良一両会員、永野美重綱紀委員からの報告がありました。

全ての議案の審議が終了した後、井手総括表示登 記専門官、中林会長からそれぞれご祝辞をいただき ました。最後に松本博樹総務担当副支部長の閉会の 辞で総会は終了しました。

総会終了後は、別席を設けて懇親会を開催しました。懇親会では、阿部孝信厚生担当副支部長の司会のもと、終始和やかな雰囲気の中、ご来賓の方々のご祝辞をいただき、懇親会終盤には、ビンゴゲーム大会で大いに盛り上がりました。参加者は楽しいひとときを過ごしながら親睦を深めた意義のある懇親会になりました。



#### 大阪城支部

# 社会事業部担当副支部長柳澤尚史

#### 支部同好会「自然愛耕会」の解散

令和6年5月17日(金)令和6年度大阪城支部 定時総会が大阪市中央区の「ホテルモントレラ・スール大阪」で開催されました。

定刻の午後4時、朝倉努会員が司会を務め、次第に従い、物故者に対しての黙とう、当職の開会の辞、西口和広支部長の挨拶、慶祝金贈呈と続き、議長には、島田大介・森武士両会員が選出され、議長挨拶、議事録作成者、署名者の選出、令和5年度会務、事業経過報告および監査報告がなされ、承認を得た後、議事に入りました。

ここで当日の出席会員数の確認が行われ、支部会員131名に対し、出席会員数40名、委任状提出者57名、合計97名で支部規定の定足数を満たし総会が有効に成立することが確認されました。

第1号議案令和5年度収支決算承認の件および第2号議案令和5年度支部財政調整資金特別会計決算承認の件は一括審議となり、挙手多数で承認されました。

続いて、第3号議案令和6年度事業計画案審議の件および第4号議案令和6年度収支予算案審議の件についても一括審議となり、同じく挙手多数で可決承認されました。

最後に第5号議案支部同好会「自然愛耕会」解散 に伴う財産処分の件が審議され、挙手多数で承認さ れました。以上のとおり審議事項については滞りな く審議が終了しました。

続いて、大阪土地家屋調査士協同組合の大阪城地域総代会、新入、転入会員の紹介、本会出向理事および各団体からの報告がありました。

ここで休憩時間を取り、その時間を使い会場内で 出席者全員の記念撮影を行いました。

休憩の後、ご来賓の皆さまにご臨席いただき、祝 文のご紹介と、ご来賓の皆さまからご祝辞を頂戴 し、石塚洋副支部長の閉会の辞で閉会となりまし た。

総会閉会後は、同ホテル内の会場で吉川聰副支部 長の進行のもと、西田寛会員の乾杯のご発声で懇親 会が開催され、ご来賓の皆さまと支部会員の皆さま が親睦を深め楽しいひとときを過ごしました。特に 法務局の方々には夜遅くまで盛り上げていただきま した。

#### (ご来賓の皆様)

大阪法務局民事行政部不動産登記部門

総括表示登記専門官

井出英樹様

大阪法務局民事行政部不動産登記部門

西出剛史様 統括登記官 大阪土地家屋調査士会 会長 中林邦友様

大阪司法書士会東支部 支部長 吉野一正様

大阪土地家屋調査士政治連盟 副会長 玉置広和様

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 舩原大弘様

大阪土地家屋調査士協同組合 理事長 辰巳好数様





#### 中河内支部

#### 社会事業部担当副支部長 田邉博和

#### 和やかに、厳粛にて承認可決

令和6年度中河内支部定時総会は5月10日(金)、 定刻の午後4時30分から大阪市天王寺区の「シェ ラトン都ホテル大阪」で、会員100名、出席者58 名(委任状提出者24名)の出席を得て開催された。

総務部小西修平幹事司会のもと、物故者に対して 黙とうを行い、財務部菅河大介副支部長から開会の 辞がなされた。

来賓として、大阪司法書士会河内支部支部長髙安 宣隆様、大阪土地家屋調査士会副会長山脇優子様、 大阪土地家屋調査士政治連盟副会長松尾賢様、公益 社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会常任 理事山田和雄様、大阪土地家屋調査士協同組合中河 内地域地域代表梅田正人様の紹介がなされた。

安岐正則支部長挨拶の後、来賓を代表して髙安河 内支部長、山脇副会長から祝辞をいただいた。

次に、森田公彦・森留禎雄両会員が議長に選出さ れた。議長から議事録記録者に芋縄康弘・葉山貴規 両会員、議事録署名者に伊藤友輔・松尾弘文両会員 が指名受諾された後、両議長のもと議事に入り、報 告事項として各部から令和5年度事業報告がなされ た。

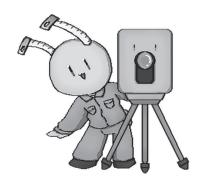
続いて、議案審議に移り、第1号議案(令和5年 度収支・決算報告に関する件 同監査報告)、第2 号議案(令和6年度支部会費に関する件)、第3号 議案(令和6年度事業計画案に関する件)、第4号 議案(令和6年度事業予算案に関する件)と議事が 進められ、執行部から詳細な議案説明がなされ、ま た、議長の明確な議事進行も相まって、各議案とも 挙手多数で賛成、承認可決された。

最後に出向役員の報告を受け、議案審議は全て終 了し、慶祝記念品贈呈、転入・新入会員の紹介、祝 電披露がなされた後、当職の閉会の辞で無事に総会 が終了した。

その後、会場を移し懇親会が催され、懇親会から ご出席いただいた大阪法務局東大阪支局支局長佐々 木賢様、統括登記官森□謙和様、東大阪公証役場公 証人數原裕一様を含む来賓各位をはじめ出席者が親 睦を深め、前厚生部 古谷禎孝名司会のもとビンゴ ゲームで盛り上がり、和やかなうちに閉会となっ た。







#### 北河内支部

# 社会事業部担当副支部長 大津拓馬

#### 今年もおなじみの「とちねこ」登場

第73回北河内支部定時総会は、令和6年4月26日(金)午後4時から「ホテル・アゴーラ大阪守口」で開催しました。来賓として寝屋川市長広瀬慶輔様、交野市長山本景様、大阪司法書士会北大阪支部支部長秋山裕子様、一般社団法人大阪府建築士事務所協会第3支部前支部長上田寛様、大阪土地家屋調査士会副会長山脇優子様、大阪土地家屋調査士協同組合経理部部長菅雄二様のご臨席を賜りました。

緊張した空気の中、議場より議長が選任され、執行部の事業報告、決算報告に続き、事業計画、事業予算案が提案されました。特に質問、意見等もなくスムーズに議事は進行し、全ての議案は無事可決となり、第73回定時総会は全ての予定が滞りなく行われ、支部規定にのっとり閉会しました。

その後の懇親会では、大阪司法書士会北大阪支部 副支部長小倉悦子様、途中ではありますが衆議院議 員いさ進一様(ご挨拶のみ)も駆け付けてくださり、 にぎやかな会食となりました。また、本年度退会さ れた当支部会員様にもご臨席賜り、有意義な意見交 換ができました。

宴の途中ではおなじみ北河内のキャラクター「とちねこ」が登場し、会場を沸かせました。「とちねこ」は毎年登場しており、各テーブルを問りながら出席者と一緒に記念撮影をしていました。

ホテルの料理とお酒を堪能し懇親会は盛大に行われ、久しぶりの宴会を楽しみながら会員同士もますます交流が深まったことでしょう。

さらに、懇親会後の3次会が総会会場であるホテル・アゴーラ守口の最上階のバーで行われ、夜は更けていくのでした。



#### 北摂支部

#### 広報部担当副支部長 辻 大介

#### 支部事業への参加を!!

令和6年5月10日(金)午後3時から吹田市の「新大阪江坂東急REIホテル」で、北摂支部としての第6回定時総会が開催されました。(会員総数140名のうち出席者56名、委任状提出者63名)総会の司会進行は流王英樹会員が務め、公共事業部担当副支部長の北川政次会員の開会の辞の後、梶谷信支部長の挨拶がありました。

今回は来賓として、大阪土地家屋調査士会加藤充 晴副会長、大阪土地家屋調査士政治連盟松本充司幹 事長、大阪土地家屋調査士協同組合辰巳好数理事 長、公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士 協会西谷俊治副理事長にご臨席を賜り、ご代表とし て加藤副会長と松本幹事長からご祝辞をいただきま した。

続けて祝電の披露を行い、議事へと進行しました。議事進行に当たり、議長は司会者一任の声が上がり、石田貴子会員が選出されました。

議事の内容は以下のとおりです。

第1号議案 『令和5年度 収支決算報告ならびに 同監査報告承認に関する件』

第2号議案 『支部規則の一部改正の件』

第3号議案 『支部 旅費・手当規定の一部改正の 件』

第4号議案 『支部 郵便・電磁的会議規程制定の 件』

第5号議案 『支部役員選任の件』

第6号議案 『令和6年度 事業計画(案)承認に 関する件』

第7号議案 『令和6年度 予算(案)承認に関する件』

以上の議案は賛成多数で承認・可決されました。 第5号議案から厚生担当副支部長として三村雄一会 員が選任され、ご挨拶いただきました。全議案の審 議の後、法務局の皆さまがご入場され、大阪法務局 北大阪支局支局長橋本浩和様、大阪法務局池田出張 所統括登記官崎山哲也様にご挨拶いただき、オンラ イン申請利用のお願いや地図整備の実施についての 状況等をご報告いただきました。

その後、古希を迎えられた武村勝文・藤井俊博両会員へ記念品の贈呈を行い、業務研修部副支部長の 濱田真輝会員の閉会の辞で支部総会は閉会となりま した。5時30分からは懇親会が開催され、多くの会 員とご来賓の方に参加いただけました。

今回の総会から厚生担当副支部長になられた三村 副支部長の司会のもと、梶谷支部長の挨拶で開宴し ました。大阪司法書士会北摂支部中小路明子支部 長、大阪土地家屋調査士協同組合辰巳好数理事長、 公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会 西谷俊治副理事長から祝辞をいただき、前支部長の 黒田聡会員に乾杯の音頭をお願いいたしました。

新会員である竹内健一会員、山田尚明会員、堀川 貴史会員の自己紹介の後、今回はビンゴ大会を開催 しました。ハンディクリーナーやコーヒーメーカー をはじめ、参加者全員に当たるよう多種多様な商品 がたくさん用意されていました。ビンゴした順番に 賞品が用意されている形ではなく、順番でくじを引 く方法にしたことで、最後の方まで楽しんでいただ けたのではないでしょうか。

今年度の厚生事業も皆さまに楽しんでもらえるよう計画しますので、支部事業へどんどん参加いただえければ幸いです。



#### 堺 支 部

#### 広報部担当副支部長 杉田育香

#### 総会・懇親会共に、法務局の皆さまにも ご出席いただき開催!!

令和6年4月26日(金)午後4時30分、堺市堺区の「ホテルアゴーラリージェンシー大阪堺」で、令和6年度堺支部定時総会が、支部会員総数146名のうち、委任状61名、出席者52名で開催されました。今年度、総会のみならず、懇親会の席にも法務局の皆さまにご出席いただくなど、コロナ禍も明け、華やかな総会となりました。

司会は総務部の小川佳伸幹事が務め、当職の開会の辞、合図をもって会員が土地家屋調査士倫理綱領の唱和を行いました。続いて物故者および今年1月1日に発生した能登半島地震でお亡くなりになられた方々にささげる黙とうの後、川口良仁支部長から各部1年間の主な事業内容をご説明いただき、次年度も登録年数の若い会員からベテラン会員まで広く集まって、研修や厚生事業など、交流を図れる機会をつくれるよう務めていくと挨拶がありました。

続いて、ご来賓の方々の紹介へと続き、大阪法務局界支局長代理総務課長田中宏様、大阪法務局富田林支局長代理総務課長山本裕幸様から、「所有者不明土地問題の解消など、不動産の表示に関する専門家である土地家屋調査士の皆さんとともに取り組んでいく必要があり、今後も皆さんと連携して適正・円滑な業務運営を図りたい」とご祝辞を頂戴しました。

その後、総会議長には中尾哲夫会員が選出され、 議事を進行し、議事録署名者に原俊広会員、峯多良 会員が選出され、各部令和5年度の会務ならびに事 業経過報告があり、議案審議となりました。監査報 告は土谷均監事が務め、令和6年3月29日堺市総 合福祉会館で決算報告を受け、適正に処理されてい ることに間違いないことを確認した旨の報告を受け ました。また、今年度は第4号議案として「支部規 則の一部改訂に関する件」が議題に上がっており、 川口支部長からの説明があった後、質問を受け、以 下の議案がそれぞれ賛成多数で承認・可決されまし た。 第1号議案 令和5年度収支決算報告、同監査報告

第2号議案 令和6年度事業計画に関する件 第3号議案 令和6年度収支予算に関する件 第4号議案 支部規則の一部改訂に関する件

第4号議案の改訂内容については以下のとおりです。 【改訂前】

(支部会員名簿)

第21条 支部に入会届又は会員名簿の写しを編て つした支部会員名簿を備えておくものとす る。

#### 【改訂後】

第21条 支部における事業の執行の円滑を図るため、支部会員名簿を備えておくものとする。

全議案審議終了後に、大阪土地家屋調査士会会長中林邦友様、大阪司法書士会堺支部支部長宮本健様からご祝辞を頂戴し、閉会の辞では財務部漆原一登副支部長から、「今年度も執行部・役員一同力を合わせ、より良い事業ができるよう頑張ってまいります」と力強い挨拶があって、無事、令和6年度堺支部定時総会は閉会となりました。

その後、同ホテル会場で、法務局の皆さまを含め、 来賓の皆さまと一緒に懇親会が開催され、食事をい ただきながら和やかに歓談を楽しみ、厚生部進行の ビンゴゲーム大会で会場はさらに盛り上がりました。

システム化が進み、法務局の皆さまと顔を合わせ ゆっくり話す機会も少なくなった昨今、懇親会の席 は来賓の皆さまや会員同士が親睦を深めるとてもい い機会となりました。堺支部、さらにパワーアップ し、今年度も事業を進めてまいります。





#### 泉州支部

#### 広報部担当副支部長 塩田征司

#### 議案審議は賛成多数で承認可決

令和6年度泉州支部定時総会が4月26日(金)午後4時00分から「ホテルレイクアルスターアルザ泉大津」で開催されました。総会の進行は堀川経希総務担当副支部長が務め、石川貴之研修担当副支部長の挨拶で開会し、来賓として大阪法務局岸和田支局統括登記官山本俊明様、大阪土地家屋調査士会副会長松島稔様、大阪司法書士会岸和田支部支部長飯坂仁司様、同総務部副支部長雪本知希様、公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会副理事長西谷俊治様、大阪土地家屋調査士協同組合経理部次長藤田嘉宣様、大阪土地家屋調査士会政治連盟副会長向井彰一様方々をお迎えしました。

黒田成宣支部長の挨拶の後、来賓を代表し、山本統括登記官からご祝辞を頂戴しました。次に本会出向者(中山武彦理事・酒井健理事)および各委員会出向者から昨年度の活動報告がなされ、その後公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会、大阪土地家屋調査士協同組合、大阪土地家屋調査士政治連盟から経過報告をいただきました。

議事進行に当たり、議長に西村右文会員が選出され、暫時休憩後、議長から定足数の確認がなされました。会員総数75名中、出席者38名、委任状提出者31名、支部規定により議決権を有することを確認しました。議事録署名者には沼間公朗会員・半野雅章会員が選出されました。

各部から「令和5年度会務ならびに事業経過報告」が行われ、出席会員に了承され、議案審議に移りました。

第1号議案では谷英史財務担当副支部長から決算報告があり、藤田嘉宣監事から正確かつ適正であることが報告されました。第2号、第3号議案は一括審議となり、令和6年度事業計画案、予算案は賛成多数で承認可決し、審議は無事終了しました。審議終了後、松島副会長から来賓祝辞をいただきました。そして、谷副支部長の閉会の辞で支部総会は閉会となりました。引き続き、同ホテル別室で懇親会を開催、渡口優厚生担当副支部長の司会進行により、和やかに親睦を深め、盛会のうちに、懇親会は終了しました。





測量機械・ノンプリズムトータルステーション 測量 CAD システム・レーザー機器・複合機・土木試験機 セオドライト・レベル・光波距離計レンタル



#### 各種機械販売及び修理

# 株式会社 大阪西部

代表取締役 落合 孝行

〒540-0004 大阪市中央区玉造1丁目14番13号 TEL 大阪 06 (6768) 3191 (代表) FAX 大阪 06 (6762) 9761

E-mail: osakaseibu@ac.auone-net.jp https://r.goope.jp/osaka-seibu

#### 令和6年度 第1回会員研修会

## 阪神淡路大震災の体験談

令和6年4月17日(水)午後1時30分から午後 5時まで「令和6年度第1回会員研修会」が大阪市 中央区の「エル・おおさか(大阪府立労働センター)」 のエルシアターで開催されました。

初めに河﨑尊業務 研修部長から挨拶が あり、本研修は『防災』 に関する研修である ことの説明を受けた 後、中林邦友会長の 挨拶で「年度始めで 忙しい中、また測量



日和の中、ありがとうございます」という柔らかい 挨拶の後に気が引き締まるお話しをされました。



それは、取扱事件 年計報告書・戸籍謄 本等職務上請求書の 使用報告義務につい てでした。職務上請 求書が盗難や紛失に あった場合、どれだ けの手続きを必要と

し、どれだけの人間が動くことになるかを重く受け 止めて、今以上に真摯に大切に扱う意識を持ってく ださいとのお言葉があり、気が引き締まった中研修 会がスタートしました。



江本相談役

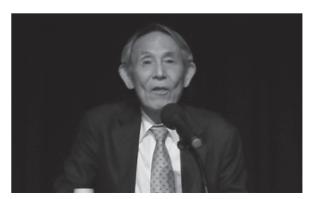
講師のトップバッターは兵庫県十地家屋調査十会 相談役江本敏彦様です。

まず能登半島沖地震の被災者の方々に向けてのお 悔やみのお言葉から始まりました。

この研修に際しての資料は故藤原光榮先生と江本 先生のコラボレーションされたものでした。藤原先 生は阪神淡路大震災のときの神戸支部長であり、そ のときの経験を震災後の被災会で講演活動を重ねて こられたようです。資料の中には被害集中地域の特 性として付近の地名などがやはり『川』『田』『池』 などが付いているのが興味深いです。また『うらば なし』などとても熱心に作られた資料でした。

その中で当時の先輩方が汗を流した活動拠点が あった場所は現在様変わりしているようですが、記 念碑が作られ先輩方の名前が刻まれています。その 記念碑の形がもしトランシットの形で作られていた ならもっと目を引いてもっとたくさんの人たちに土 地家屋調査士の大切な働きを知ってもらえたかもと 思い、これからの広報につなげたいと感じました。

次に休憩をはさんで司法書士の龍見康務先生の阪 神淡路大震災体験談を聴かせていただきました。龍 見先生は当時神戸地方法務局不動産登記部門の総括 登記官で、震災直後の法務局の倉庫は登記簿などの 棚が全て倒れていて、これがもし勤務中だったらと 考えたら怖い思いをしたという経験談やトイレが詰 まって悪臭がしてきたが、水がなく海水をくんで流



龍見司法書士

すのに何度も往復したこと、担当されたたくさんの 登記相談がほぼ建物ばかりだったこと、これは銀行 などの融資で壊れた建物の滅失登記をしないといけ ないことでした。

休憩後、続いて兵庫県土地家屋調査士会会長三嶋裕之様の『阪神淡路大震災の体験から今我々がすべきこと』というテーマです。法律の専門家なら知っておきたい震災関連知識と準備のお話しです。行政の支援があるなしでは大きな違いがある。復興都市計画決定や重点復興区域に指定された地区を黒地地区とし、それ以外は白地地区といって、白地地区は自己で復興しなければならない厳しい現実があるようです。災害救助法の応急仮設住宅の供与では、復興計画の中で土地家屋調査士としてアドバ

イスできるように法的知識を持っておくこと の大切さを教えていただきました。境界確定をした だけで終わらせない、法務局に図面データを保管し ておくように登記することが大切なことや災害時の 相談者は行政への不満が多いので、とにかく話を聞 くだけで満足する方も多いこと、災害後の境界確定 は慎重に行うことなど、たくさん大切なことを再認 識しました。

最後に三嶋先生はこうおっしゃいました。

今は、災害は忘れたころにではなく、忘れる前に やってくるのでとにかく平時からの準備が大切です と。

今回の『防災』の研修会を終えて災害に備えての 準備の大切さを感じて帰路につきました。

(社会事業部理事・長田育紀)



三嶋会長





令和6年6月3日(月)正午から、大阪市中央区 の「大阪合同庁舎第4号館2階」で「測量の日」記 念行事「測量の日」記念フェア2024が開催されま した。

一人でも多くの人が測量や地図に親しみ、その重 要性について理解していただけたら…そんな願いを 込めて「測量の日」は、測量法が昭和24年6月3 日に公布されたことに基づき、40周年を機に平成 元年に制定されました。

国民生活に必要不可欠である測量の意義・重要性 について、国民の理解と関心を一層高めることを目 的に、国の機関や関係団体が関係機関の協力を得 て、平成元年から毎年「測量の日」を中心に、全国 各地で各種行事等の活動を行っています。

今年も、国土地理院近畿地方測量部、一般社団法 人大阪府測量設計業協会、公益社団法人日本測量協 会関西支部とともに、大阪十地家屋調査十会も、主 催者として、この記念フェアを開催しました。新 型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020年 2021年は中止となり、その後も感染予防対策を考 慮しての限定開催が続きましたが、今回ようやくコ ロナ前の規模での開催となり、参加者も会場から溢 れんばかりとなりました。「パネル展・測量機器・ システム展」も復活し、各団体や企業等のパネル展 示、RPや紹介が行われ、盛況となりました。

メインプログラムとして、第26回近畿地方測量 技術発表会が次の内容で開催されました。

#### 開会挨拶

① 「基本測量に関する長期計画の策定」

国土地理院 企画部

技術政策企画官 石山 三郎

② 「点群測量の現状と BIM / CIM 道路設計3 D CADシステム

福井コンピュータ株式会社

リーダー 福田 義丈

③ 「UAVを用いた河道の変動分析」

株式会社日本インシーク西日本空間情報部

山岡 賢祐

④ 「地籍調査について」

大阪府環境農林水産部農政室整備課 計画指導グループ 技師 中岡 治太

⑤ 「土地家屋調査士が行う境界鑑定の手順」

境界問題相談センターおおさか推進委員会

委員長 京谷 智弘

#### 閉会挨拶

どれもが大変興味深い内容で、毎年開催されるこの 事業、会員の皆さまにもぜひ参加して実感していた だければと思います。

大阪土地家屋調査士会からは、境界問題相談センターおおさか推進委員会の委員長である、京谷智弘会員に発表していただきました。長時間の発表会での最終発表者ということで、心配?されましたが、大変すばらしい内容で、参加者の皆さまも最後まで興味をもって聞き入っていました。土地家屋調査士が行う境界鑑定について、ある部分理解いただけたのではないかと思います。

多くの参加者へ謝辞とともに、今後もこの事業が続けられることを願い、当会の中林邦友会長の閉会の 挨拶で無事終了しました。

(社会事業部副部長・奥田祐次)







中林会長



京谷委員長



## 令和5年度 境界問題相談センターおおさか研修会

令和5年度、境界問題相談センターおおさか関与 構成員対象の研修会は、2回開催されました。研修 の内容については、以下のとおりです。

#### ・第1回研修会について

第1回研修会は、令和6年1月31日(水)午後6時00分から、大阪市中央区の「エル・おおさか(大阪府立労働センター)」で開催されました。

講師に、摂南大学法学部特任教授田中敦氏を迎えて「境界紛争調停手続における留意事項」と題してご講演をいただきました。田中教授は、判事として裁判所における民事調停のご経験が豊富です。

境界問題相談センターおおさかでは、従来、研修に3つの柱を据えてきました。「倫理」「調停技法」「境界鑑定」です。この研修会は、「倫理」研修を目的として開催されたものです。

今回の研修会では、ADRについての基本的な事項やADRのあるべき姿と現状の解説の後、「公正らしさとは?」等、調停員の手続きにおける基本的姿勢の在り方や手続きを進める上での留意点等について、実体験に基づくご講義をいただきました。

「倫理」は、最も重要でありながら、時の経過とともに、ついおろそかになりがちなこともあります。そこで、やはり定期的に、学び直す必要があると思われます。また、私たち土地家屋調査士の日常業務でも、依頼者や隣接地、対側地所有者の信頼をいかに得られるかということは、業務遂行の上で重要です。この点で、境界問題相談センターおおさかの研修は非常に参考になるのではないかと思われます。



田中教授

第1回研修会は、受講者70名でした。関与構成員に加え、近畿ブロックの単位会からの受講者もありました。各受講者には調停実施の際や日常業務遂行の際の一助になることを研修会企画者一同願っています。

#### ・第2回研修会について

令和6年3月5日(火)午後6時00分から同じく「エル・おおさか」で第2回研修会が開催されました。講師には、公益社団法人民間総合調停センター理事長吉野孝義氏を迎えて「ADR法の改正と和解合意に対する執行力の付与について」と題してご講演をいただきました。吉野氏が、理事長を務めておられる民間総合調停センターは、全国で唯一の総合型ADR機関であり、大阪土地家屋調査士会もその運営に参画しています。

民間総合調停センターは、年間100件以上、多い年には190件近くの取り扱い事件数があります。取扱領域は民事のほぼ全域であるため、境界紛争が取扱領域である境界問題相談センターおおさかと比較することはできませんが、同じADR機関として、ADR法改正への対応等、学ぶべきことも多いと思われます。

なお、前出の田中教授同様、吉野氏も判事として 裁判所における民事調停のご経験が豊富です。

今般、長年ADR機関の悲願であった「執行力の付与」がADR法改正により成されることとなりましたが、「境界」を扱う境界問題相談センターの和解内容にどのような影響があるのか、規則・規程が必要ではないか等、推進委員会、運営委員会は対応に追われています。推進委員、運営委員を含め、関与構成員は、まず「執行力」について理解し、法改正について理解することが必要です。

今回の研修会では、「執行力の付与」までの経緯を含め、法改正について講義していただき、「執行力の付与」に必要な「給付条項」の作成にあたって留意すべき点や和解条項の具体例についても講義していただきました。

第2回研修会は、受講者45名でした。第1回研修会同様、関与構成員に加え、近畿ブロックの単位

会からの受講者もありました。

ADRは新しいステージに立ったと思います。ここから大きく飛躍できるよう、ADR機関の踏ん張りどころです。大きな飛躍のためには、研修は、ますます重要となってきます。

センターおおさかでは、研修会場の収容人数に少し余裕を持たせ、関与構成員以外にも受講希望者を募っています。受講料は無料です。関与構成員以外の会員にも、境界紛争解決手段の一つである ADR を理解するため、また、日常業務にも役立てていただくために、ぜひ、センターおおさかの研修を受講いただきたいと推進委員、運営委員一同願ってやみません。

(境界問題相談センター担当副会長・山脇優子)



吉野理事長

#### 「境界問題相談センターおおさか」研修会

日時:令和6年1月31日(水) 午後6時00分~

於:エル・おおさか南館5階南ホール

#### 次 第

司会:京谷 智弘 (境界問題相談センターおおさか 運営委員会副委員長)

1 開会の辞

大阪土地家屋調査士会 副会長 山脇 優子

2 講演

テーマ

『境界紛争調停手続における留意事項』

講師 摂南大学法学部法律学科特任教授 元大阪高裁部総括判事 田中 敦 先生

- 3 質疑応答
- 4 閉会の辞

境界問題相談センターおおさか センター長 西野 弘一

#### 「境界問題相談センターおおさか」研修会

日時:令和6年3月5日(火) 午後6時00分~

於:エル・おおさか南館5階南ホール

#### 次 第

司会:京谷 智弘 (境界問題相談センターおおさか 運営委員会副委員長)

1 開会の辞

大阪土地家屋調査士会 副会長 山脇 優子

2 講演

テーマ

『ADR法の改正と和解合意に対する執行力の付与について』

講師 大阪大学大学院客員教授 弁護士 吉野 孝義 先生

- 3 質疑応答
- 4 閉会の辞

境界問題相談センターおおさか センター長 西野 弘一

## [松原市空き家の流通促進に関する連携協定]を締結しました

令和6年4月1日(月)、大阪土地家屋調査士会 は、「松原市空き家の流通促進に関する連携協定」 を松原市と締結し、協定締結先となりました。この 連携協定は、当会の他に、公益社団法人全日本不動 産協会大阪本部、一般社団法人全国不動産協会大阪 本部、一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会南大 阪支部、大阪司法書士会、公益社団法人大阪府建築 士会、松原建設業協会、株式会社池田泉州銀行、そ して松原市の9団体が構成団体となり、そろって締 結しました。これに伴い、4月3日(水)には、各 団体の代表者が集い、澤井宏文松原市長とともに締 結記念式典が開催され、当会からは、中林邦友会長 が出席しました。

この連携協定は、松原市が創設した空き家の利活 用に対する補助制度であり、松原市内で、空き家の 所有者や将来空き家になる可能性がある建物所有者 などから、多様な相談に応じられる体制を構築する ものです。相談窓口として、「松原市空き家なんで も相談室」が設置されました。今後、空き家所有者 等のさまざまな悩みに対して松原市が窓口となり、 構成団体が持つ専門的な知識や資格、技能、ネット ワークを生かし、空き家の市場流通を促進するもの です。相談に当たっては、空き家所有者だけではな く、これから空き家になる可能性がある建物の所有 者や、建物を売却したい所有者など幅広く受け付け ています。また、松原市は「松原市空き家利活用補 助制度」を創設しました。一定の要件や上限があり

ますが、相続登記や家財整理、修繕工事、除却工事 についての補助金が受けられます。

締結記念式典では、澤井市長から、「他の市町村 に先駆けて、大阪府下で初めての試みであり、連携 協定の意義は大きい」との挨拶があり、この連携協 定への松原市の熱意が感じ取れました。また、意見 交換の時間が持たれ、中林会長からは「この連携協 定が他の市町村にも広がることを期待する」との発 言があり、各団体からも同意の声が上がりました。 土地家屋調査士の活躍の場が広がる機運が感じられ ます。

(社会事業部長・田中秀典)



(左) 中林会長 (右) 澤井市長



#### 会則・共済規則・会費減免規程・イントラネット検討委員会規則の一部改正について

令和5年5月27日(土)の第85回定時総会で、会則・共済規則の一部が改正されました。改正後の会則については法務大臣認可の日(令和6年1月31日)から施行されました。

令和6年1月23日(火)の第7回理事会で、会費減免規程の一部改正、令和6年3月12日(火)の第8回理事会で、イントラネット検討委員会規則の一部改正があり、同日施行されました。改正内容につきましては澪標ネット書庫内会員必携の追加更新をご確認ください。

#### 大阪土地家屋調査士会会則 新旧対照表

正 後 改 正 改 前 (名 称) (名 称) 第1条 土地家屋調査士法(昭和25年法律第2 第1条 土地家屋調査士法(昭和25年法律第2 28号。以下「法」という。) 第47条第1項の 28号。以下「法」という。)第47条第1項の 規定により、大阪法務局の管轄区域内(以下 規定により、大阪法務局の管轄区域内(以下 「本会の区域内」という。) に事務所を置く土 「本会の区域内」という。)に事務所を有する 地家屋調査士(以下「調査士」という。)で 土地家屋調査士(以下「調査士」という。) 設立する土地家屋調査士会の名称は、大阪土 で設立する土地家屋調査士会の名称は、大阪 地家屋調査士会とする。 土地家屋調査士会とする。 第2条~第5条 (略) 第2条~第5条 (同 左) (調査士会員の入会手続) 第6条 本会に入会しようとする者は、連合会 (同 左) の定める入会届を本会に提出しなければなら ない。 2. 前項の入会届には、次に掲げる事項を記載 (同 左) し、入会しようとする者が記名押印しなけれ ばならない。 (1) 氏名、生年月日及び男女の別 (2) 本籍(外国人にあっては、国籍等(国籍 の属する国又は出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号) 第2条第5号ロに 規定する地域をいう。以下同じ。))、住所 及び事務所 (3) 調査士となる資格取得の種類

3. (同左)

3. 第1項の入会届には、次に掲げる書面等を

改 正 後	改 正 前
添付しなければならない。	
(1) 調査士となる資格を有することを証する	(1) (同 左)
書面	
(2) 履歴書	(2) (同 左)
(3) 写真 <u>1</u> 葉	(3) 写真 <u>3</u> 葉
(4) 本籍及び住所を証する書面(外国人に	(4) (同 左)
あっては、国籍等の記載された外国人住	
民(住民基本台帳法(昭和42年法律第81	
号)第30条の45に規定する外国人住民を	
いう。)に係る住民票の写し)	
(5) 事務所の使用権を証する書面	(5) (同 左)
(6) 事務所の内部及び外観を示す写真	(6) (同 左)
4. 本会に入会手続を取った者は、登録又は変	(同 左)
更の登録を受けた時に本会の調査士会員とな	
る。	
5. 第1項の入会届は、それを提出した者が登	(同 左)
録を受けることができなかったときは、失効	
する。	
(法人会員の入会届)	(法人会員の入会届)
第6条の2 調査士法人は、法第53条第1項の	第7条 調査士法人は、法第53条第1項又は
規定により本会の会員となったときは、会員	第4項の規定により本会の会員となったとき
となった日から 2 週間以内に、連合会の定め	は、会員となった日から2週間以内に、連合
る届出書を本会に提出しなければならない。	会の定める届出書に、法人の登記事項証明書
	(履歴事項証明書を含む。以下同じ。) 及び法
	人の定款の写しを添えて、本会に提出すると
	ともに、本会を経由して連合会に提出しなけ
	<u>ればならない。</u>
2. 調査士法人は、法第53条第4項の規定によ	(新 設)
り本会の会員となったときは、会員となった	
日から2週間以内に、連合会の定める届出書	
に、法人の登記事項証明書(履歴事項証明書	
を含む。以下同じ。)及び法人の定款の写し	

を添えて、本会に提出するとともに、本会を

経由して連合会に提出しなければならない。

#### (調査士法人の成立届)

第7条 調査士法人(本会の区域内に主たる事務所を設置する調査士法人に限る。)は、成立の日から2週間以内に、連合会の定める届出書に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

(新 設)

#### 第8条~第11条 (略)

#### (変更届)

- 第12条 調査士会員は、調査士名簿の登録事項 に変更が生じたときは、遅滞なく、連合会の 定める変更届に、変更を証する書面を添えて、 本会に提出するとともに、本会を経由して連 合会に提出しなければならない。
- 2. 法人会員(本会の区域内に主たる事務所を設置する調査士法人に限る。) は、定款又は調査士法人名簿の登録事項を変更したときは、変更の日から2週間以内に、連合会の定める変更届に、変更を証する書面を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

#### 第8条~第11条 (略)

#### (変更届)

(同 左)

2. 法人会員は、定款又は調査士法人名簿の登録事項を変更したときは、変更の日から2週間以内に、連合会の定める変更届に、変更を証する書面を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

#### (調査士法人の解散届)

第13条 法人会員(本会の区域内に主たる事務所を設置する調査士法人に限る。)は、調査士法人が解散したとき(法第39条第1項第3号を除く。)は、解散の日から2週間以内に、連合会の定める届出書に、登記事項証明書を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

#### (調査士法人の解散届)

第13条 調査士法人が解散したとき(法第39条第1項第3号を除く。)は、解散の日から 2週間以内に、連合会の定める届出書に、登 記事項証明書を添えて、本会に提出するとと もに、本会を経由して連合会に提出しなけれ ばならない。

#### 改 正 後

#### 改 正 前

#### (調査士法人の合併届)

第14条 法人会員(本会の区域内に主たる事務所を設置する調査士法人に限る。)は、調査士法人が合併したときは、合併の日から2週間以内に、連合会の定める届出書に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

2. 前項の届出は、合併により解散した法人会員の退会した旨の届出及び新設された調査士法人の入会した旨の届出を兼ねるものとする。

#### (退会等手続)

- 第15条 調査士会員は、本会を退会しようとするとき又は事務所の移転により所属する土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)を変更しようとするときは、連合会の定める退会届にその者が記名し、職印を押して、本会に提出しなければならない。
- 2. 法人会員 (本会の区域内に主たる事務所を 設置する調査士法人に限る。) の清算人は、 清算結了の登記後、速やかに、清算結了した 旨を、連合会の定める届出書に、登記事項証 明書を添えて、本会に提出するとともに、本 会を経由して連合会に提出しなければならな い。
- 3. 法人会員 (本会の区域内に主たる事務所を 設置する調査士法人に限る。) が破産手続開 始の決定を受けたことにより退会したとき は、2週間以内に、連合会の定める届出書に、 破産手続開始の決定を証する書面を添えて、 本会に提出するとともに、本会を経由して連 合会に提出しなければならない。

#### (調査士法人の合併届)

第14条 調査士法人が合併したときは、合併の 日から2週間以内に、連合会の定める届出書 に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、 本会に提出するとともに、本会を経由して連 合会に提出しなければならない。

(同左)

#### (退会等手続)

(同 左)

- 2. 法人会員の清算人は、清算結了の登記後、速やかに、清算結了した旨を、連合会の定める届出書に、登記事項証明書を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。
- 3. 法人会員が破産手続き開始の決定を受けたことにより退会したときは、2週間以内に、連合会の定める届出書に、破産手続き開始の決定を証する書面を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

#### 正 改 後

正 改 前

4. 法人会員が本会の区域内に事務所を有しな くなったときは、その登記の日から2週間以 内に、連合会の定める届出書に、登記事項証 明書を添えて、本会に提出するとともに、本 会を経由して連合会に提出しなければならな い。

(同 左)

#### 第16条~第83条 (略)

#### 第16条~第83条 (同 左)

#### (入会金)

(入会金)

第84条 本会に入会しようとする者は、第6条 第1項の入会届を提出するときに、別紙「入 会金及び会費に関する規程」(以下「別紙」 という。) に定める入会金を納入しなければ ならない。ただし、その者が入会に至らなかっ たときは、その者に入会金を返還しなければ ならない。

(同 左)

2. 調査士法人は、第6条の2に規定する届出 をするときに、別紙に定める入会金を納入し なければならない。

2.調査士法人は、第7条に規定する届出をす るときに、別紙に定める入会金を納入しなけ ればならない。

#### 第85条~第127条 (略)

#### 第85条~第127条 (同 左)

#### 別紙

#### 別紙

#### 入会金及び会費に関する規程

#### 入会金及び会費に関する規程

#### (入会金)

1. (同左)

(入会金)

1. (略)

#### (会費の金額)

(会費の金額)

2. 会費は、1月当り調査士会員は金13,000円、 法人会員は1事務所につき13,000円とする。

3. 月の中途において、入会又は脱会する場合 の会費は、当該月を1月として計算する。

2. 会費は、1月当り調査士会員は金15,000円、

法人会員は1事務所につき金13,000円とする。

(同 左)

#### 附 則

改 正 後			改	正	前
(施行期日)	(新	設)			
この会則の第1条、第6条第3項第3号、					
第6条の2、第7条、第12条から第15条ま					
で、第84条の改正は、法務大臣の認可の日(令					
和6年1月31日)から施行する。					
附則					
(施行期日)	(新	設)			
この会則別紙第2項の改正は、令和6年4					
月1日から施行する。					

## 近畿測量専門学校からのお知らせ

近畿測量専門学校を卒業しますと測量士補を取得できます。そして、実務経験2年で申請することに より測量士も取得できます。また東京法経学院と提携しておりますので授業料の割引があります。入学 においては平成27年12月に近畿ブロック協議会と提携しておりますので、土地家屋調査士会推薦で入学 できます。

#### 【土地家屋調査士会推薦選考】

★入学金から5万円減免+選考料全額免除 ★書類提出のみ(面談・筆記試験はありません) https://www.kinsoku.ac.jp/entrance-guide/application.html

## 懲戒処分事例

#### 処 分

土地家屋調査士法第42条第1号 戒 告

事務所 大阪市西区阿波座一丁目7番12号 楓総合事務所 土地家屋調査士 甲田 敏数

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

戒告に処する。

理 由

#### 第1 事実の概要

本件は、土地家屋調査士甲田敏数(以下「被 処分者」という。)が、A市B町C丁目171番 3に所在する土地(以下「171番3の土地」と いう。)の所有者である株式会社乙(以下「申 出会社」という。)から依頼を受けて、171番 3の十地及び丙が所有するA市B町C丁目171 番7に所在する土地(以下、両土地を併せて「本 件各土地」という。)を売却するために、本件 各十地の境界確認作業を行ったが、申出会社の 代表取締役である丁(以下「申出人」といい、 申出会社と併せて「申出人ら」という。)及び 丙との境界確認の立会いをしないまま測量を 行った上で筆界確認図を作成したことから、本 件各土地の境界が隣接土地の一部を取り込んだ ものとなり、これに対する金銭的補塡もないま ま売却されたことによって、申出会社及び丙に 経済的な損失が生じたなどとして、申出人らか ら懲戒の申出がされた事案である。

#### 第2 認定事実

以下の事実が、大阪土地家屋調査士会の調査報告書及びイ法務局における調査結果その他の 一件記録から認められる。

- 1 被処分者は、平成〇年〇月〇日、土地家屋調査士となる資格を取得し、平成〇年〇月〇日付け登録番号大阪第〇号をもって土地家屋調査士の登録を受け、同日、大阪土地家屋調査士会に入会し、土地家屋調査士の業務に従事している者であり、これまでに懲戒処分歴はない。
- 2 被処分者は、平成28年10月28日、申出会社 から、本件各土地を売却するために、本件各土 地の境界確認作業の依頼を受けた。
- 3 被処分者は、本件各土地と、同じく申出会社 及び丙が共有していたA市B町C丁目171番4 に所在する土地(以下「171番4の土地」とい う。)との筆界確認書を、事前に行っていた仮 測量並びに申出会社及び丙への説明の結果に基 づき作成の上、これを被処分者の補助者である 戊(以下「補助者戊」という。)に持たせ、平 成28年12月14日付けで申出会社及び丙の押印 を得た。

しかし、被処分者が、171番3の土地について合筆及び地積更正登記を申請するに当たり、管轄法務局の登記官に事前に相談したところ、登記官から、被処分者が示した筆界案において、本件各土地と171番4の土地との筆界線が直線となっているが、公図上、当該筆界線がクランク形状となっており、整合しない旨の指摘を受けた。

4 被処分者は、前記3の指摘を受け、本件各土地と171番4の土地との筆界線を公図との整合を踏まえたものに修正し、これに基づく筆界確認書(以下「修正筆界確認書」という。)を作成したが、一旦説明して確認を得た筆界点の内容に変更が生ずるという事態が生じたにもかかわらず、申出人や丙に対する説明を、補助者戊

に全て委ね、被処分者自らは行わなかった。申 出人及び丙は、平成29年1月30日付けで修正 筆界確認書に押印した。

- 5 修正筆界確認書における筆界点は前記3で申出人から確認を受けたものとは明らかに異なるものであり、これを筆界と認定するに当たっては、土地家屋調査士の資格を有する被処分者が改めて自らの責任で現地を確認し、申出人及び丙を始め、関係する土地所有者等の供述を得るなどして、その職能に基づいて判断し、かつ、関係者の理解を得るように説明を尽くすなどの対応をとる必要があった。しかし、前記のとおり、被処分者は、これらを補助者戊に行わせるのみで、自らは行わなかった。
- 6 その後、申出人らは、本件各土地の売買を仲介した不動産会社及び本件各土地を測量した被処分者の過誤により、171番4の土地の一部が本件各土地に取り込まれる形で売却されたと主張して、不動産会社及び被処分者を被告とする損害賠償請求訴訟を大阪地方裁判所に提起した。

#### 第3 処分の量定

1 前記第2の2から6までのとおり、本件においては、当初の筆界案については被処分者自らが申出人らと面談の上、説明等を行っていた事情があるにせよ、当該筆界案を変更する以上は、被処分者は、改めて、その事情・経緯や修正後の筆界案の妥当性を含め、説明を行った上で、申出人らの認識を確認する必要があった。

特に、本件においては、当初の筆界案、修正後の筆界案のいずれによっても、登記記録上の面積に大幅な変動(約78平方メートル)が生じるという事情があったことからして、当該修正後の筆界案に係る説明・境界確認は、土地家屋調査士の資格及び職能に基づく慎重かつ丁寧な対応が求められる場面であったということができ、これを自ら関与することなく専ら補助者を使用するという判断自体が、土地家屋調査士としての職責を十分に果たしていないものであると認められるところ、被処分者のこのような

行為は、土地家屋調査士法第2条(職責)、同 法第24条(会則の遵守義務)、大阪土地家屋調 査士会会則第90条(品位保持等)及び同会則 第91条(会則等の遵守義務)に違反する。

2 被処分者の前記行為は、土地家屋調査士及び 土地家屋調査士法人に対する懲戒処分の考え方 (処分基準等)の別表番号20「その他会則違反」 に当たるものであり、量定として、戒告が相当 とされる。

前記のとおり、被処分者は、本件売却土地の 筆界の判断における重要な場面であり、土地家 屋調査士業務の根幹ともいうべき修正後の筆界 案に係る境界確認において、これを全て補助者 戊に行わせて、自ら対応せず、また、修正内容 についての申出人の了承を十分確認することな く、補助者戊のみの対応結果に基づいて登記の 申請を行ったものであり、その態様は悪質であ る。また、その後、申出人らが被処分者に対し て民事訴訟を提起するなどの紛議が発生した点 も、当該訴訟において実害が発生したとは認め られていないことを踏まえても、軽視すべきで はない。

- 3 他方で、被処分者は、自らの行為について深く反省する旨を述べており、また、既に大阪土地家屋調査士会から同会会則に基づく指導を受けているなどの事情も認められる。
- 4 よって、これら一切の事情を考慮し、土地家 屋調査士法第42条第1号の規定により被処分者 を主文のとおり処分する。

令和6年3月18日 法務大臣

# 公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより

One For All, All For One (一人はみんなのために みんなは一人のために)

# 近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士 協会連絡協議会研修会を開催

令和6年4月19日(金)大阪市中央区の「エル・おおさか(大阪府立労働センター)で近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会主催の研修会を開催しました。

今回の研修会は上智大学法学部国際関係法学科教授の楠茂樹氏に講師を務めていただき、「公嘱業務と公共契約:環境の変化と立法の動向」という内容で、公共嘱託業務受注の入札や契約に関するさまざまな考察をご講義いただきました。

近畿一円からたくさんの社員が参加し、楠氏の豊富な知識と経験に基づいた契約に対する考え方、事例等をたくさん聴くことができ、大変有意義な講義となりました。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査 士協会では随時社員を募集しています。

官公署などからの委託に土地家屋調査士のスキルを発揮して取り組むやりがいのある業務ですので、ぜひ入会をお待ちしています。





大公 筆吉 TAIKOU



# 大阪土地家屋調査士協同組合だより

# 第31回通常総代会開催



辰巳理事長

令和6年5月15日(水)大阪土地家屋調査士会館4階会議室で、第31回通常総代会を開催いたしました。

定刻の午後3時から総務部下農淳也次長の司会のもと、議案審議に入る前に、物故者に対する黙とうが行われ、次第に従い辰巳理事長の挨拶で総代会がスタートしました。

議長選出は、「司会者一任」の声を受けて、北河内地域の中西吾郎総代が指名され、挨拶と議事進行の説明をされました。議事に入るに先立ち、出席状況が報告され、本総代会が有効に成立していることを議長が宣言して議事審議に入りました。議案第1号、第2号、第3号の審議は中西議長が進められ、書面での事前の質問事項もありましたが、過半数の賛成で可決されました。出席総代の方々や理事その他関係各位の皆さまのご協力で、無事総代会が終了したことを心から感謝申し上げます。

また、役職員一丸となり、組合を盛り上げるよう 努力いたしますので、何とぞ、組合員の皆さまのご 支援、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。



中西議長



懇親会会場

\*\*\*\*\*\*\*\*

# 総務部 からのお知らせ

令和5年8月5日から令和6年1月31日まで、組合に新規加入が承認されたのは以下の方です。

(敬称略)

地	域	氏	名	事務所電話番号
1	t	荻野	薫	06-6940-6958
大阪	豆城	井上な	惟一郎	06-6941-6502
中河	可内	秋山	昌道	072-940-6492
北河	可内	内山	茂樹	072-828-5808
北	摂	堀川	貴史	072-633-9022
北	摂	竹内	健一	06-6845-4020
北	摂	Ш⊞	尚明	090-3120-0940
均	界	大野	準一	072-276-7701
均	早	瀧藤	祐紀	072-338-3977

令和6年5月8日現在

組合員総数748名本会会員数924名

# 大阪土地家屋調査士政治連盟だより

## 大阪土地家屋調査士政治連盟第25回定時大会報告

本年度の定時大会は、大阪市中央区の「ホテルプリムローズ大阪」3階高砂の間で3月7日(木)午後5時から開催いたしました。

司会進行役は北摂支部黒田 聡会員にお願いし、大阪土地家屋調査士会副会長 松島 稔様、公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会常任理事阪本征仁様、大阪土地家屋調査士協同組合理事長辰巳好数様にご臨席いただきました。

会長挨拶に続き、来賓の松島副会長から「大阪での品確法援用について」のお礼と地籍調査、狭隘道路解消への政治連盟の活動について言及いただきました。阪本常任理事から政治連盟入会時の思い出と、公嘱協会の地籍調査業務への関わりと今後の活動として本会、公嘱協会、協同組合、政治連盟が一体となって行っていく旨を話されました。辰巳理事長からは協同組合の活動報告とこれからの会員同士の連携の重要性についてのお言葉をいただきました。その後、議長を北摂支部の梶谷信会員にお引き受けいただき審議を進行しました。なお、当日の出席者は26名、委任状による出席は241名、合計265名でした。

議事の内容につきましては次のとおりです。

報告第1号 令和5年度活動経過報告について

議案第1号 令和5年度決算報告および同監査報告 承認の件

チョルマノー

議案第2号 令和6年度運動方針決定の件

議案第3号 令和6年度予算決定の件

議案第4号 能登半島地震被災地支援の件

議案第5号 大会宣言採択の件

全ての議案審議が可決承認され、本大会は無事終了いたしました。



調査士会 松島副会長



公嘱協会 阪本常任理事



協同組合 辰巳理事長



政治連盟 加藤会長

#### 全国土地家屋調査士政治連盟第24回定時大会報告

東京都千代田区の「都市センターホテル」で、日本土地家屋調査士会連合会会長 岡田 潤一郎様、副会長佐々木 義徳様、専務理事高倉 健様、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長 榊原典夫様、名誉役員として竹内 ハ十二様、佐々木 健様をお迎えし、3月13日(水)午後1時30分から第24回定時大会が開催されました。

なお、大調政連加藤幸男会長は全国土地家屋調査 士政治連盟の副会長として執行部側の出席ですの で、会長代理として副会長の当職が出席しました。

議事の内容につきましては次のとおりです。

第1号議案 令和5年度収入支出決算報告承認の件 第2号議案 令和6年度運動方針(案)審議の件 第3号議案 令和6年度収入支出予算(案)審議の件

第4号議案 追加役員選任の件

令和5年度の各委員会(下記記載)の活動報告の発表も同時に行われました。

組織強化委員会 馬場幸二副会長(鹿児島会)制度対策委員会 加藤幸男副会長(大阪会)狭隘道路解消委員会 早川正俊副会長(愛知会)

可決された令和6年度運動方針については次のとおりです。

- 1. 狭隘道路の解消に向けての活動
- 2. 土地家屋調査士法64条の改正および同施行規則第29条改正
- 3. 報酬の安定
- 4. 会員の増強、組織の強化
- 5. 政治との連携

議案審議が全て可決承認され、本大会は無事終了 いたしました。

(広報担当副会長・井之上 貢)



全国土地家屋調査士政治連盟 椎名会長



日本土地家屋調査士会連合会 岡田会長



全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 榊原会長

# 大阪青年土地家屋調査士会だより

# ≪大阪青年土地家屋調査士会活動報告≫

先日、青調会で役員として活躍していただいた仲間が調査士を廃業しました。

私と年齢も近く、会議の後の飲み会でも時には楽しく、時には真面目な話をして過ごした仲間でした。大勢の青調会メンバーと東京へ地籍主任調査員の試験を受けに行ったときも、彼とS氏と私の三人で勉強の合間に夜の街に出歩いたりしたり(試験は三人とも受かりました!)と、思い出は尽きません。

3月半ばに、20数名の青調会会員と彼の送別会を行いました。始まりのお疲れさまの乾杯の時点で 主役はすでに涙を…

参加者全員が彼との思い出話しなどで花を咲かせ、その後、順番で彼に感謝の気持ちなどを伝えている時間は寂しさもありましたが、長い時間をかけて築き上げたものは簡単にはなくならないとも思えたので、すてきなひとときを過ごせました。長い間、ありがとうございました!

さて、青調会では現在、境界鑑定勉強会を開催しています。境界鑑定と聞くと、裁判がらみの難しいやつでは、、、と警戒心を抱く方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、境界鑑定であれ、筆界特定であれ、筆界線を探求?するということに違いはないわけですので、こういった勉強会は日常業務を行う上で必要な知識を吸収できる良い機会だなと思います。

内容としては、3人一組で与えられたパートについて何かを発表していくのですが、教本の内容のみならず、自分が体験したことのないことやさまざまな経験談なども聞けたりします。

この勉強会は青調会の会員のみの参加となっていますので、興味のある方はお問い合わせいただければと思います。

また、青調会は勉強だけではなく、ゴルフや麻雀などの懇親にも力を入れています(勉強よりもそちらがメインか!?)

私がこの業界に入った頃と比べても大きく業務形態が変化し、一人親方が多くなった状況ですので、相談できる人や遊び仲間が欲しいと思う方はぜひ、 青調会のイベントをのぞきに来てください!

(中河内支部 伊藤 友輔)

# 新入会員募集

われわれは新入会員を随時募集しております。 入会金・年会費は無料、誰でもOK

入会ご希望の方は、澪標ネットの澪内メールで、 大阪青年土地家屋調査士会の京谷智弘まで、 入会希望の旨のメッセージを送ってください。

# 会 **員 異 動** (R6·6·3 現在)

入 会 者 (15名)							
氏 名	登録番号	支 部	入 会年月日	事務所所在地・電話・FAX 番号			
西川文	明 3430	北	6.3.12	〒532-0036 大阪市淀川区三津屋中二丁目15-8 カノン土地家屋調査士事務所 <b>☎</b> 06-7176-4353			
大野準	_ 2446	堺	6.3.18	〒599-8261 堺市中区掘上町151番地4北野ビル2階 <b>☎</b> 072-276-7701 <b>⑥</b> 072-276-7704			
井上雄一	郎 3456	大阪城	6.3.21	〒540-0037 大阪市中央区内平野町二丁目4番5号 内平野中央ビル5階 ☎06-6941-6502 ※06-6943-5544			
竹内健	<del>-</del> 3457	北摂	6.3.21	〒560-0002 豊中市緑丘4丁目35番19号-103 <b>☎</b> 06-6845-4020 <b>⑥</b> 06-6845-4019			
山田尚	明 3458	北摂	6.3.21	〒562-0023 箕面市粟生間谷西4丁目2番33-303号 <b>☎</b> 090-3120-0940			
堀川貴!	史 3459	北摂	6.3.21	〒567-0831 茨木市鮎川三丁目1番6号 <b>☎</b> 072-633-9022 <b>②</b> 072-633-9064			
内 山 茂	樹 3460	北河内	6.4.1	〒572-0411 寝屋川市桜木町3番4号 <b>☎</b> 072-828-5808 <b>②</b> 072-827-9663			
瀧藤祐	紀 3461	堺	6.4.1	〒580-0031 松原市天美北六丁目336番地の5 <b>☎</b> 072-338-3977 <b>②</b> 072-338-3999			
秋 山 昌 :	道 3462	中河内	6.4.22	〒579-8057 東大阪市御幸町13番14 アレグリアプレイス瓢箪山302号 <b>☎</b> 072-940-6492 <b>※</b> 072-940-7593			
高木里	佳 3463	中央	6.6.3	〒558-0014 大阪市住吉区我孫子3丁目2番1号 アビコ岸田ビル3階 ☎06-6696-0511 ��06-6696-5213			
阿部智	哉 3464	北摂	6.6.3	〒560-0033 豊中市蛍池中町一丁目3番19号2階 <b>☎</b> 06-6152-0078 <b>⑥</b> 06-6152-0068			

田中聡美	3465	北摂	6.6.3	〒560-0033 豊中市蛍池中町一丁目3番19号2階 <b>☎</b> 06-6152-0078 <b>②</b> 06-6152-0068
越村直人	3466	中河内	6.6.3	〒581-0015 八尾市刑部1丁目117番地の2 <b>☎</b> 072-924-0035 <b>⑥</b> 072-924-0034
荻 野 亮 太	3467	北河内	6.6.3	〒570-0024 守口市神木町7番14-102号 <b>☎</b> 090-6829-5721
寺 岡 実 紀	3468	北	6.6.3	〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目11番4号 大阪駅前第4ビル8階 土地家屋調査士法人キャスト <b>☎</b> 06-4797-0903 <b>②</b> 06-4797-0901

	事務所変更(16名)							
氏	名	登録番号	旧支部	新支部	届 出年 月 日	新事務所所在地·電話·FAX 番号		
安永	孝康	3351	北	中央	6.3.18	〒543-0001 大阪市天王寺区上本町五丁目7番2号 ファンターナ上本町206号 ☎06-6764-8020 <b>②</b> 06-6764-8021		
上 大野	貴弘	2799	北摂	中央	6.3.25	〒543-0075 大阪市天王寺区夕陽丘町2番15号 (308) ☎06-4302-5355 <b>②</b> 06-4302-5365		
池之上	聖美	3366	北河内	北	6.3.29	〒530-0047 大阪市北区西天満二丁目10番9号 宝ビル3階 ☎080-6106-7960		
由谷	努	3348	北	北	6.4.19	〒550-0025 大阪市西区九条南一丁目2番20号 ドーム前いずみビル 3 F 土地家屋調査士法人アローフィールズ <b>2</b> 06-6563-9485 <b>6</b> 06-6563-9486		
九後	善德	3445	北	北	6.4.19	〒550-0025 大阪市西区九条南一丁目2番20号 ドーム前いずみビル 3 F 土地家屋調査士法人アローフィールズ ☎06-6563-9485 <b>②</b> 06-6563-9486		
金谷	充 敏	3238	堺	堺	6.4.24	〒580-0034 松原市天美西一丁目2番22号 <b>☎</b> 072-349-8895 <b>⑥</b> 072-349-8865		
吉田	尚希	3381	北	北	6.4.25	〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目11番4号 大阪駅前第4ビル24階 ☎090-1950-4383 <b>②</b> 072-259-4702		

萩原	秘	大	3371	大阪城	北	6.5.9	〒550-0003 大阪市西区京町掘三丁目9番21号701 <b>☎</b> 06-7777-3902
滝川	IE	明	2467	中河内	中河内	6.5.9	〒579-8036 東大阪市鷹殿町1番10号 <b>☎</b> 072-981-5281 <b>⑥</b> 072-987-3468
角	利	男	1250	堺	北摂	6.5.14	〒567-0805 茨木市橋の内二丁目7番51号 <b>25</b> 072-633-2772 <b>3</b> 072-646-6464
藤原	豆 盛	雄	3278	大阪城	大阪城	6.5.21	〒540-0021 大阪市中央区大手通1丁目3番5号 KT大手通ビル4階 <b>☎</b> 06-6947-0674 <b>⑥</b> 06-6947-0675
松川	浩	_	3102	北	北	6.5.21	〒550-0005 大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル10階 JFD土地家屋調査士法人 <b>2</b> 06-6535-7575 <b>②</b> 06-6535-7576
金城	t —	史	3126	北	北	6.5.21	〒550-0005 大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル10階 JFD土地家屋調査士法人 ☎06-6535-7575 <b>②</b> 06-6535-7576
渡邊		勲	3350	北	北	6.5.21	〒550-0005 大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル10階 JFD土地家屋調査士法人 <b>2</b> 06-6535-7575 <b>②</b> 06-6535-7576
掘	宏	行	3388	北	北	6.5.21	〒550-0005 大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル10階 JFD土地家屋調査士法人 ☎06ー6535ー7575 <b>②</b> 06ー6535ー7576
裏木	大大	介	3448	北	北	6.5.21	〒550-0005 大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル10階 JFD土地家屋調査士法人 ☎06-6535-7575 <b>②</b> 06-6535-7576

	退 会 者など(資格取消・喪失者を含む) (10名)						
氏 名	登録番号	支 部	届 出年 月 日	返	会 理 由		
2000年 - 100日   1	2861	北	6.3.8	業務廃止			
吉門達彦	2047	堺	6.3.18	業務廃止			

森本正樹	3454 中河内	6.3.27	業務廃止
和田朝博	1282 北摂	6.3.29	業務廃止
廣田尚三	3357 北	6.3.31	業務廃止
山崎春樹	3369 北	6.3.31	京都会へ
安原敏雄	1875 北摂	6.4.18	業務廃止
伊富喜   淨	3372 北	6.4.30	兵庫会へ
吉田哲也	2468 北	6.5.29	業務廃止
仲 井 銀 重	2037 大阪城	6.5.31	会則第87条による退会

# 法人事務所会員関係

	新規登録事務所(3法人)							
名称	支 部	社員・会員登録番号	事 務 所 所 在 地 (主たる事務所 (従従たる事務所) (電話番号・FAX番号)					
土地家屋調査士法人キャスト	北	嶽ノ 和弘 3443	<ul><li>⇒ 〒530-0001</li><li>大阪市北区梅田一丁目11番4-800号</li><li>大阪駅前第4ビル8階</li><li>☎06-4797-0903</li><li>☎06-4797-0901</li></ul>					
土地家屋調査士法人 ドパートナーズ	北	池之上聖美 3366	<ul><li>● 〒530-0047</li><li>大阪市北区西天満二丁目10番9号</li><li>☎06-4400-1231</li><li>☎06-4400-1232</li></ul>					
雅土地家屋調査士法人	大阪城	下雅意 遒 1654	<ul><li>● 〒540-0027</li><li>大阪市中央区鎗屋町一丁目3番10-203号</li><li>☎06-6943-5171</li><li>☎06-6942-4768</li></ul>					

登	録 事 務 所 変 貝	・ (2法人)
名称	支 部	事務所所在地
センバ 土地家屋調査士法人	堺	<ul><li>第 〒580-0034</li><li>松原市天美西一丁目2番22号</li><li>☎072-349-8895</li><li>☎072-349-8865</li></ul>
土地家屋調査士法人東大阪前川滝川事務所	中河内	<ul><li>● 〒579-8036</li><li>東大阪市鷹殿町1番10号</li><li>☎072-981-5281</li><li>☎072-987-3468</li></ul>

法人の退	会 (3法人)
名 称	支部
土地家屋調査士法人TRUST	北
KASUGA土地家屋調査士法人	北
土地家屋調査士法人キャストグローバル	北

改 法 人 名 (1法人)					
新 法 人 名 旧 法 人 名 支 部					
センバ土地家屋調査士法人	ミサカ土地家屋調査士法人	堺・大阪城			

# 土地家屋調査士倫理綱領 (第43回・日調連総会制定)

- 1. 使命 不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
- 2. 公正 品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
- 3. 研鑽 専門分野の知識と技術の向上を図る。

# 第15回常任理事会

令和6年2月29日(木)午後4時から本会3階役員室で第15回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、会則の一部改正についてなど次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>中林・松島・山脇・加藤(充)・ 井上(朝)・森脇・河崎・田中(秀)

## 審議事項

- ①会則の一部改正について
- ②令和6年度各種表彰の推薦について
- ③民間総合調停センターの理事推薦について
- ④大阪メトロ「谷町四丁目駅」および京阪電鉄「天満橋駅」デジタルサイネージ、広報活動費支出について
- ⑤第8回理事会について

#### 協議事項

- ①令和6年度事業計画案について
- ②令和6年度予算案について
- ③令和5年度事業経過報告について

## 第16回常任理事会

令和6年3月12日(火)午後3時から本会3階役員室で第16回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、第8回理事会についてなど次の各事項が審議された。

<出席者・敬称略>中林・松島・山脇・加藤(充)・ 井上(朝)・森脇・河崎・田中(秀)

## 審議事項

- ① "社会を明るくする運動" 大阪府推進委員会の構成団体になることについて
- ②第8回理事会について

# 第1回常任理事会

令和6年4月4日(木)午後4時から本会4階会議室で第1回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、第86回定時総会議案等についてなど次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>中林・松島・山脇・加藤(充)・ 井上(朝)・森脇・河﨑・田中(秀)

## 個 別 報 告

①各団体要望取りまとめ協力依頼について

#### 審議事項

- ①第86回定時総会議案等について
- ②令和6年度第81回日本土地家屋調査士会連合会 定時総会の代議員の選出について
- ③第1回理事会について

## 協議事項

①戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理 規程改正について

# 第2回常任理事会

令和6年4月18日(木)午後3時から本会3階役員室で第2回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、第1回理事会についてなど次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>中林・松島・山脇・加藤(充)・ 井上(朝)・森脇・河﨑・田中(秀)

#### 個別報告

- ①令和6年4月1日付け民事調停委員の任命について
- ②2024年講演会リーフレット(大阪公嘱協会)の 全会員発送封入の依頼について

## 審議事項

①第1回理事会について

# 協議事項

①火曜会の協議・要望事項等について

# 第3回常任理事会

令和6年5月21日(火)午後3時から本会3階役 員室で第3回常任理事会が開催され、各部などから の報告事項に続き、第86回定時総会についてなど 次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>中林・松島・山脇・加藤(充)・井上(朝)・森脇・河﨑・田中(秀)・岡田(真)・黒田(成)

# 個 別 報 告

①統一システムのスケジュールについて

## 審議事項

- ①第86回定時総会について
- ②火曜会について
- ③日本土地家屋調査士会連合会第68回近畿ブロック定例協議会の出席者について

## 協議事項

- ①大阪会の基準点管理システムを全国統一情報共 有・会員管理システムに組み込むことについて
- ②職務上請求書管理規程改正後の周知について

# 業務日誌

# ◇ 3 月 ◇

- 1日・業務研修部会(会館)
  - · 業務研修部業務連絡会(会館)
- 3日・大阪市マンション管理支援機構管理組合交 流会(大阪市立住まい情報センター)奥田 社会事業部副部長
- 4日・イントラネット検討委員会(会館)
  - ・近ブロ研修部会(兵庫会)河﨑業務研修部 長
- 5日·財務部会(会館)
  - ・境界問題相談センターおおさか研修会(エル・おおさか)
  - ・全国統一情報共有・会員管理システムについての説明(新潟会)中林会長、井上総務部長
- 6日・入会面談(会館)中川・田中(久)・笠原・ 美馬各総務部理事
  - ・総務部会(会館)
  - 総務部業務連絡会(会館)
  - 社会事業部会(会館)
  - ・近ブロ地籍調査に関する意見交換会(近畿 地方整備局用地部)田中(秀)社会事業部 長
  - · 大阪法務局無料登記相談(法務局本局)利 川相談員
  - ・全国ブロック会長会同(7日も)(連合会) 中林会長
- 7日・近ブロ社会事業部会(会館)田中(秀)部 長
  - ・大阪土地家屋調査士政治連盟定期大会(ホテルプリムローズ大阪)松島副会長
  - ・定時総会会場下見(ホテル日航大阪)
  - ・大阪保護観察所来会(会館)田中(秀)部 長
- 8日・境界問題相談センターおおさか推進委員会 (会館)
  - 大阪土地家屋調査士協同組合部長会(会館) 吉田財務部副部長
  - ・全国統一システム検討委員会準備(会館) 井上部長
- 11日・全国統一情報システム選考委員会(会館)
  - ・資料センター運営委員会(会館)
- 12日・常任理事会(会館)
  - ・理事会(会館)
  - · 入会面談(会館)笠原·美馬各理事

- 13日 · 大阪法務局無料登記相談(法務局本局)玉 置相談員
  - ・境界問題相談センターおおさか事前無料相 談(会館)谷内田境界問題相談センター推 進委員・田中(久)会員
- 14日・大阪市立マンション管理支援機構常任委員 会(大阪市立住まい情報センター) 奥田副 部長、中山業務研修部理事、正井会員
  - ・すまいの終活フェスティバル(Web)正井 災害・空家等対策委員長
  - 筆界特定室振分相談出向(法務局本局) 高 山相談員
  - ・大阪法務局書庫見学プレ研修(法務局本局) 松島副会長、河崎・田中(秀)各部長、藤 野業務研修部副部長、上田業務研修部理事
- 15日・近ブロ正副会長会議(会館)中林会長
  - · 筆界特定制度推進委員会(会館)
  - ・日本写真映像専門学校・近畿測量専門学校 合同卒業式および祝賀会(アウィーナ大阪)
- 17日・大阪市立住まい情報センタータイアップ交流会(大阪市立住まい情報センター)正井会員
- 18日・入会面談(会館)加藤(眞)総務部副部長、 中川・田中(久)各理事
  - ・ 処分書交付立合い (法務局本局) 中林会長
- 19日・全国統一情報共有・会員管理システムについての説明(和歌山会)加藤副会長、井上部長
  - ・筆界特定室振分相談出向(法務局本局)阪 □相談員
- 21日 · 筆界特定室振分相談出向(法務局本局)西 田相談員
- 22日·会長指導(会館)中林会長、加藤(充)副会長、 井上部長
- 23日·室谷眞一氏、天野直氏黄綬褒章受章記念祝 賀会(楠公会館)中林会長
- 25日 · 大阪法務局長等離任挨拶(会館)中林会長、 松島 · 加藤(充)各副会長
- 26日・大阪市財政局との打ち合わせ(大阪市財政局) 田中(秀) 部長、奥田副部長
  - ・筆界特定室振分相談出向(法務局本局)山 口相談員
- 27日 · 大阪法務局無料登記相談(法務局本局)和 田相談員
- 28日・境界問題相談センターおおさか運営委員会 (会館)
  - ・民間総合調停センター支援連絡委員会(大阪弁護士会)

- ・民間総合調停センター運営・財務委員会(大阪弁護士会)
- ・民間総合調停センター理事会(大阪弁護士会)
- ・民間総合調停センター広報・研修合同部会 (大阪弁護士会)
- 筆界特定室振分相談出向(法務局本局)安 岐相談員

# ◇ 4 月 ◇

- 1日・不動産関連団体意見交換会(全日大阪会館) 中林会長
- 2日・大阪弁護士会就任挨拶(会館)中林会長、松島・ 山脇・加藤(充)各副会長
  - ・ 筆界特定室振分相談出向(法務局本局)松 島副会長、角相談員
- 3日・業務研修部会(会館)
  - · 大阪法務局無料登記相談(法務局本局)藤 野相談員
  - ・「松原市空き家の流通促進に関する連携協定」 締結祈念式典(松原市役所)中林会長、田 中(秀)部長
- 4日・会長指導(会館)中林会長、加藤(充)副会長、 井上部長
  - · 会長表彰選考委員会(会館)
  - ・常任理事会(会館)
  - 筆界特定室振分相談出向(法務局本局)池 原相談員
- 5日・大阪法務局長等就任挨拶(会館)中林会長、 松島副会長
  - ・近ブロ立命館大学寄附講座第1講(立命館大学)中林会長、田中(秀)部長、正井講師
- 8日・入会面談(会館)
  - ・総務部会(会館)
  - 社会事業部会(会館)
  - ・日本写真映像専門学校・近畿測量専門学校 合同入学式(ホテルアウィーナ大阪)中林 会長
- 9日・財務部会(会館)
  - ・筆界特定室振分相談出向(法務局本局)佐 古相談員
- 10日·近畿大学寄附講座講師会議(会館)
  - ・近畿大学寄附講座第1講(近畿大学)正井講師、湖崎・中山会員、羽倉産学交流学術研究委員

- ・境界問題相談センターおおさか事前無料相 談(会館)雨宮境界問題相談センター推進 委員、野邊会員
- 11日 · 期末監査会(会館)
  - ・全国統一情報共有・会員管理システムについての説明(埼玉会)井上部長
  - ・ 筆界特定室振分相談出向(法務局本局)山 田相談員
  - ・大阪市マンション管理支援機構常任委員会 (大阪市立住まい情報センター) 奥田副部長、 中山理事、正井会員
- 12日 · 大阪大学法科大学院寄附講座第 1 講 (大阪 大学) 正井講師
  - ・近ブロ立命館大学寄附講座第2講(立命館 大学) 正井会員
- 16日 ・支部長会議と常任理事会との意見交換会(会館)
  - 支部長会議(会館)
  - 筆界特定室振分相談出向(法務局本局)竹本相談員
  - · 会長指導(会館)中林会長、加藤(充)副会長、 井上部長
  - ・大阪法務局と表示登記実務研究会等打ち合わせ(法務局本局)松島副会長、河﨑部長、藤野副部長
  - ・法務局地図作成事業の次期地図整備計画 の策定に向けた基本方針に関する説明会 (Web) 奥田副部長
- 17日・会員研修会(会館)
  - ·近畿大学寄附講座第2講(近畿大学)湖﨑 講師、中居会員、羽倉委員
- 18日・常任理事会(会館)
  - ・理事会(会館)
  - ・ 筆界特定室振分相談出向(法務局本局)森 山相談員
- 19日 · 大阪大学法科大学院寄附講座第2講(大阪 大学)正井講師
  - ・近ブロ立命館大学寄附講座第3講(立命館 大学)正井会員
  - 大阪土地家屋調査士協同組合部長会(会館) 利川財務部理事
- 22日・全国統一情報共有・会員管理システム選考 委員会(東京会・Web)中林会長、加藤(充) 副会長、井上部長、正井・和田・松本イン トラネット検討各委員
- 23日・「測量の日」記念フェア2024打ち合わせ(大阪合同庁舎)玉置副部長

- 筆界特定室振分相談出向(法務局本局)瀧 本相談員
- ・民間総合調停センター広報・研修合同部会 (Web)
- · 大阪弁護士会役員就任披露会(大阪弁護士 会)中林会長
- 24日 · 大阪法務局無料登記相談(法務局本局)長 田相談員
  - 近畿大学寄附講座第3講(近畿大学)中居講師、岡田会員、羽倉委員
- 25日・境界問題相談センターおおさか運営委員会 (会館)

  - ・中央支部総会(都シティ大阪天王寺ホテル) 中林会長
  - ・近ブロ定例協議会打ち合わせ(会館)中林 会長
- 26日 · 大阪大学法科大学院寄附講座第 3 講(大阪大学)神前講師、正井産学交流学術研究委員長
  - ・近ブロ立命館大学寄附講座第4講(立命館大学)正井会員
  - ・北河内支部総会(ホテル・アゴーラ大阪守口) 山脇副会長
  - ・堺支部総会(ホテル アゴーラ リージェンシー大阪堺)中林会長
  - ・泉州支部総会(ホテルレイクアルスターア ルザ泉大津)松島副会長
- 30日 · 筆界特定室振分相談出向(法務局本局)田 中(久)相談員

## ◇ 5 月 ◇

- 1日・大阪法務局無料登記相談(法務局本局) 笹 部相談員
- 2日・大毎広告との打ち合わせ(会館)中谷社会 事業部理事
  - 筆界特定室振分相談出向(法務局本局) 今 西相談員
  - ・民間活動支援に関する打ち合わせ(法務省 大阪保護観察所)田中部長
- 3日·大阪大学法科大学院寄附講座第4講(大阪 大学)神前講師、正井委員長
- 7日·筆界特定室振分相談出向(法務局本局)池 原相談員
- 8日・境界問題相談センターおおさか推進委員会 (会館)
  - ・境界問題相談センターおおさか事前無料相

- 談(会館)京谷境界問題相談センター推進 ¦ 委員長、辻田同委員 !
- ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)中 山相談員
- 近畿大学寄附講座第4講(近畿大学)岡田講師、上坊会員、伊藤産学交流学術研究委員
- ・不動産関連6団体意見交換会(全日大阪会館)中林会長
- 大阪土地家屋調査士協同組合部長会(会館) 森脇財務部長
- 9日・大阪市マンション管理支援機構常任委員会 (大阪市立住まい情報センター)中山理事、 下井会員
- 10日・大阪大学法科大学院寄附講座第5講(大阪 大学) 京谷講師
  - ・近ブロ立命館大学寄附講座第5講(立命館大学)正井会員
  - ・北支部総会(ホテルモントレ大阪)中林会長
  - ・中河内支部総会(シェラトン都ホテル大阪) 山脇副会長
  - ・北摂支部総会(新大阪江坂東急REIホテル) 加藤(充)副会長
- 13日・入会面談(会館)
  - ・総務部会(会館)
  - · 社会事業部会(会館)
- 14日・近ブロ正副会長会議(会館)中林会長
  - ・近ブロ正副・部会長会議(会館)中林会長、 加藤(充)副会長
- 15日·大阪土地家屋調査士協同組合第31回通常 総代会(会館)中林会長
  - · 大阪法務局無料登記相談(法務局本局)中 谷相談員
  - · 近畿大学寄附講座第5講(近畿大学)上坊 講師、髙橋会員、玉置産学交流学術研究委 昌
  - ・表示登記実務研究会打ち合わせ(会館)
- 16日 · 筆界特定室振分相談出向(法務局本局)西田相談員
  - ・大阪土地家屋調査士政治連盟常任幹部会(会館) 松島副会長
- 17日・大阪大学法科大学院寄附講座第6講(大阪 大学)藤野講師、正井委員長
  - ・近ブロ立命館大学寄附講座第6講(立命館大学)正井会員
  - ・大阪城支部総会(ホテルモントレ ラ・スール大阪)中林会長
- 20日 · 近畿地区土地政策推進協議会通常総会(大 手前合同庁舎)中林会長
- 21日·聴聞(会館)
  - ・常任理事会(会館)

- ・定時総会懇親会司会者との打ち合わせ(会館)
- ・筆界特定室振分相談出向(法務局本局)山 □相談員
- 22日 · 大阪法務局無料登記相談(法務局本局)塚田相談員
  - ・近畿大学寄附講座第6講(近畿大学) 髙橋講師、南□会員、石田産学交流学術研究委員
- 23日・公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部 定時総会(ホテルニューオータニ大阪)中 林会長
  - 筆界特定室振分相談出向(法務局本局)安 岐相談員
  - ・民間総合調停センター支援連絡委員会(大阪弁護士会館)
  - ・民間総合調停センター運営・財務委員会(大阪弁護士会館)
  - ・民間総合調停センター広報・研修合同部会 (大阪弁護士会館)
  - ・民間総合調停センター理事会(大阪弁護士会館)
- 24日・第86回定時総会(ホテル日航大阪)
  - ·大阪大学法科大学院寄附講座第7講(大阪 大学)浅井講師、京谷産学交流学術研究副 委員長
  - ・近ブロ立命館大学寄附講座第7講(立命館 大学)正井会員
- 25日・大阪司法書士会定時総会(ホテル日航大阪) 中林会長
- 27日 · 宅地防災技術研修会(大阪府新別館北館) 田中部長
  - ・一般社団法人大阪府建築士事務所協会通常 総会(ホテルロイヤルクラシック大阪)中 林会長
- 28日・境界問題相談センターおおさか運営委員会 (会館)
  - 筆界特定室振分相談出向(法務局本局)角 相談員
- 29日 · 大阪法務局無料登記相談(法務局本局)岡本相談員
  - ・近畿大学寄附講座第4講(近畿大学)南□ 講師、和田会員、羽倉委員
- 30日·社会事業部会(会館)
  - · 大阪市建設局測量明示課来会(会館)田中 部長、奥田副部長
  - 筆界特定室振分相談出向(法務局本部)山 田相談員
- 31日·大阪大学法科大学院寄附講座第8講(大阪 大学)浅井講師、京谷副委員長
  - ・近ブロ立命館大学寄附講座第8講(立命館大学)正井会員

# 公嘱協会の動き

# ◇ 3 月 ◇

- 5日·第8回常任理事会(協会)
- 6日·第6回近公連理事長会議(Web)舩原理事
- 7日・大阪土地家屋調査士政治連盟第25回定時大会(ホテルプリムローズ大阪)阪本指導研修部長
- 14日・第2回大阪市内区域会議(エル・おおさか)
  - ・第2回業務部会(エル・おおさか)
- 15日・岐阜協会からの視察(協会) 舩原理事長、 流王副理事長、阪本指導研修部長、山田業 務部長
- 23日·室谷眞一氏天野直氏黄綬褒章受章記念祝賀 会(楠公会館) 舩原理事長

# ◇ 4 月

- 2日・第9回常任理事会(協会)
- 11日・第3回業務部会(エル・おおさか)
- 19日・近公連研修会 (エル・おおさか) 「公嘱業務と公共契約:環境の変化と立法の 動向」

講師:上智大学法学部国際関係法学科教授 楠 茂樹

- 25日・大阪土地家屋調査士会中央支部総会(都シティ大阪天王寺ホテル)舩原理事長
- 26日・大阪土地家屋調査士会泉州支部総会(ホテル レイクアルスター アルザ泉大津)西谷副 理事長
  - ・大阪土地家屋調査士会堺支部総会(ホテル アゴーラ リージェンシー大阪堺)舩原理事 長

# ◇ 5 月 ◇

- 7日・第10回常任理事会(協会)
- 8日・愛知協会への視察研修(愛知協会)舩原理 事長、流王・西谷各副理事長、安倍・阪本・ 山田各常任理事、窪田理事
- 9日・愛知協会への視察研修(愛知協会)舩原理 事長、流王・西谷各副理事長、安倍・太田・ 阪本各常任理事
- 10日・大阪土地家屋調査士会北摂支部総会(新大 阪江坂東急REIホテル) 西谷副理事長
  - ・大阪土地家屋調査士会中河内支部総会(シェラトン都ホテル大阪)山田業務部長
- 15日 · 大阪土地家屋調査士協同組合総代会(大阪 土地家屋調査士会館) 舩原理事長

- 16日・第8回理事会(エル・おおさか)
- 17日・大阪土地家屋調査士会大阪城支部総会(ホ テルモントレーラ・スール大阪)舩原理事 長
- 22日 · 第7回近公連理事長会議(協会) 舩原理事長
- 23日・板野顧問弁護士との打ち合わせ(協会)板野顧問弁護士、流王副理事長、安倍・阪本各常任理事、横山監事
  - ·入会希望者面接(協会)安倍総務部長、山 内職員
  - ・第4回業務部会(エル・おおさか)
- 24日・大阪土地家屋調査士会定時総会(ホテル日 航大阪) 舩原理事長

# 行 事 予 定

# ◇ 7 月 ◇

19日(金)近畿ブロック第68回定例協議会 23日(火)正副会長会議 常任理事会

$\Diamond$	8	月	$\Diamond$

7日(水)近畿大学寄附講座講師会議 全国ブロック会長会議(8日も)

19日(月)インターンシップ開講式

23日(金)ADR認定土地家屋調査士集合研修 (24日・25日も)

26日(月)インターンシップ中間報告会 27日(火)正副会長会議

常仟理事会

30日(金)インターンシップ閉講式

$\Diamond$	9	月	$\Diamond$

7日(土)ADR認定土地家屋調査士考査 10日(火)常任理事会 理事会

## 編集後記

◆新年度がスタートしました。今年度もどうぞよろ しくお願い申し上げます。先の1年を振り返りま すと、新型コロナウイルスによる行動の制限が 徐々に小さくなったこともあり、多くの会議や行 事が活発に行われたという感想を持ちます。ま た、登記や不動産に関する環境でも、相続登記の 義務化(令和6年4月1日開始)や相続土地国庫帰 属制度(令和5年4月27日開始)など、これまで にない大きな変化が起きています。この大きな変 化の一つの要因として、「2030年問題」とも言 われる、高齢化や労働力人口の減少の空き家問題 や、過疎化の問題等があります。そして、1月1 日の能登半島地震をはじめとする災害が度々起こ り、防災に対する認識もより強いものへと変化し ています。これまで出席した会議などをみても、 例えば、松原市の空き家の流通促進に関すること や、国土交通省の地籍調査の推進に関することな ど、行政もさまざまな取り組みを進めています。

このような環境の変化もあり、日本土地家屋調 査士会連合会からは、日々、通達や連絡が当会へ あり、これらの情報については、主に澪標ネット を通じて、会員の皆さまへはタイムリーに伝達で きるように努めています。そして、この会報誌で は、より詳しく知っていただきたい当会等の動き や、後日にでも振り返っていただきたい内容など を記事にするように努めています。また、楽しい 記事や微笑ましい記事も掲載できればと考えてい ます。この会報誌が皆さまからのご意見やご協力 をいただきながら、この変化の時代をつかみ、会 員相互で切り開くための一つのきっかけになれば と思っています。社会事業部一同、今後も頑張っ てまいります。引き続き、ご支援のほど、どうぞ よろしくお願い申し上げます。

(田中)



# おくやみ申し上げます

▽河村 歌子さん(北摂支部 河村 康弘・母堂、 令和5年12月11日没、89歳)

▽西□ 佳克氏 (大坂城支部 西□ 和広・尊父、 令和6年3月14日没、83歳)

▽眞鍋 和子さん(北支部 眞鍋 健・母堂、 令和6年3月30日没、92歳)

# 訃報の対応について

#### 事務局職員が在館する場合

8

- ① 電話で職員の在館を確認した上で、従来通 り会館にFAXで連絡する。
- ② これを受けた職員は、所定の範囲の役員等 にFAXで連絡する。

# **支 部 別 会 員 数**(R6・6・3現在)

○内数字は法人会員数

支 部	会員数	増減	支 部	会員数	増減
北	142⑰	-2	北河内	723	1
中央	122⑥	3	北 摂	1429	3
大阪城	12919	-1	堺	145③	0
中河内	中河内 101② 1 泉		泉州	75@	0
			숨 計	928®	5

法人会員数 59法人(+1) ※増減は前回R6年3月1日比

## 本会社会事業部員

田中秀典 奥田祐 次 玉 置 直矢 古屋禎孝 谷 大 知 長 田 育 紀 中 酒 井 健

(社会事業部担当副会長) 山 脇

#### 支部社会事業(広報)担当責任者

塚田 中央岡本 北. 徹 吉雄 大阪城 柳澤 尚史 中河内 田邉 博和 北河内 大津 拓馬 北摂 计 大介 征司 杉田 育香 泉州塩田

(事務局) 寺田 秀美

- ■発行所 大阪土地家屋調査士会
- ■〒 540-0023 大阪市中央区北新町 3番 5号
- ■電 話 06(6942)3330(代)
- ■FAX 06(6941)8070
- E mail: otkc-3330@chosashi-osaka.jp
- ■ホームページ: https://www.chosashi-osaka.jp

# 【好評書籍のご案内】

立法趣旨・背景事情、法案審議、改正経緯及びその主な内容を一つずつ丁寧に解説した唯一の書。



# わかる! 国土調査法

# 逐条解説と実務Q&A

山中正登 著

2023年11月刊 A5判 420頁 定価5,280円(本体4,800円) → 特価4,750円(税込)

- ●地籍調査をメインとして国土調査法の各条項を詳細に 1 条ずつ解説。
- ●関連する法令等(国土調査法施行令、地籍調査作業規程準則、国土調査事業事務取扱要領、不動産 登記法、不動産登記令、不動産登記規則ほか)や実務に則してQ&A、図や記載例も掲載。
- ■調べたい事項にピンポイントでたどり着けるよう用語及び裁判例・先例索引を収録。

# 適切な事務処理に役立つ110先例を収録!



# 先例から読み解く! 建物の表示に関する登記の実務

後藤浩平 著

2018年10月刊 A5判 488頁 定価4,730円(本体4,300円) → 特価4,260円(税込)

# 適切な事務処理に役立つ180先例を収録!



# 先例から読み解く! 土地の表示に関する登記の実務

後藤浩平·宇山聡 著

2017年12月刊 A5判 800頁 定価7,370円(本体6,700円) → 特価6,630円(税込)

特別価格·送料当社負担 書籍注文書 ご注文締切 2024年 <b>8</b> 月 <b>30</b> 日(金)必着				お届け	確認後、4~5営業日で、郵送または宅配にて出荷します(国内限り)。 ※在庫が無い場合は、少々お時間を頂きます。			内限り)。	
で注文 FAX.03-3953-2061 本枠内を記入し、 当社に送信ください。					お支払	商品に同封の振込用紙をご利用ください(振込手数料は当社負担)。			
書名		特価(税込)	部数			書名		特価(税込)	部数
わかる! 国土調査法	40966 国逐	4,750円	部		ら読み解 表示に関	く! する登記の実務	40703 先土地	6,630円	部
先例から読み解く! 建物の表示に関する登記の実務	40740 先建物	4,260円	部						

右記コードまたはURLからでも 特別価格・送料当社負担にてご注文いただけます! https://forms.gle/YFfwn33KMeoNpwXL9

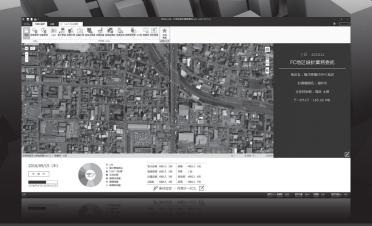
いただけます! eoNpwXL9	
FE/ID - 1.º	. 005000

■こ注又	<u> </u>	<u> </u>	月	Ħ		<b>敗促コート・205060</b>
フリガナ					TEL	
1. 5. 24						
お名前					FAX	
ご住所	₹				通信欄	
1						

\*\*ご記入いただいた個人情報は、商品の発送、お支払いの確認などの連絡および当社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。



# 3次元の時代を迎え 測量CADはいま、ONEへ



最強の64bitアプリケーション `REND-ONE |誕生!



# マルチディスプレイ対応!

# 組み合わせ拡がるマルチディスプレイ





地番情報を表示しながら図面編集:測点表示で網確認:線形表示と縦横断: CAD&CAD表示で一般図…比較確認など抜群の効率化を実現

# シンプル、メリハリ、見える"CAD"

#### 集約・洗練されたコマンド・プロパティバー





マウスの移動量約1/3 (自社比)・目線移動も少なく快適作業

# 使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

## 'コマンドブレイン"・リボンインターフェイスで操作性向上!



リボンインターフェイス

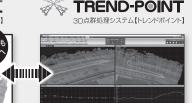
コマンドブレイン



次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

# 点群活用! TREND-POINT連携!





3Dトレースや現況地形をもとに路線線形計画や概略設計

# オープンデータの活用

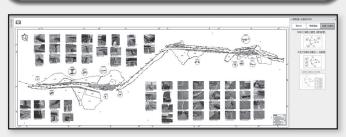
#### 現場データを重ねて確実に・わかりやすく





地理院 [標準地図]・[写真] 等やストリートビュー活用!

## ラスタ取扱い歴然の軽快感



大量枚数の写真・点群画像等々、巨大なデータも手軽に

# 福井コンピュータ株式会社

本社/〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】

**2** 0570-039-29

製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

http://const.fukuicompu.co.jp

# 初学者向计通信教育

午後の部試験攻略のための

改正法に 完全対応!!

# 特典!

本試験会場に持ち込める必携の記述式用器具付き!

• 縮尺定規「すいすい君 すらすらチャン」

# ●全円分度器

# 土地家屋調査士 MP4映像 ダウンロードタイプ

# 新展基為





# 内堀クラス

▼ レクチャー

内堀 博夫



# 山井クラス

〒▼ レクチャー

山井 由典

# 注意 東京法経学院は ファット

#### 合格実績が違う!

他を圧倒した合格者を輩出 しています!

令和4年度土地家屋調査士試験 東京法経学院合格輩出実績

# 合格者424名中309名輩出 合格占有率72.9%

※詳しくは HP にてご確認ください。

#### 2 講師陣が違う! 講師陣の層の厚さが半端ない!

真の講義力は、受講生の反応をリアルタイムで確認しながら進める対面授業(イン・パーソン・クラス)によって身に付くものと考えておりますが、担当の各専任講師は対面授業時間数が1万時間を超えております。本講座では、その対面授業ではった能力を十分に発揮していますので、安心して受講していただくことができます。近年合格した方を教壇に上げることはございません。

試験を知り尽くした講師陣が総力で、教材制作や答案講座等の問題作成にあたっています。試験傾向を徹底的に分析し、どのレベル、どの角度からの問題にも対応できる良質の問題作成に取り組んでいます。

#### 3 テキスト・教材が違う! 入学しなければ入手できない、 講座専用完全オリジナル教材

本講座の学習に使用する教材の選択は、その後の進行のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに合格に必要不可欠な知識を余すことなく網羅し発刊した、講座記述式攻略ノート」と「記述式攻略ノート」を使用いた学を側には人ート」と「記述式ですので本講座にた答案の本教材は非売品ですので本講座にた答案をはいれば入手することはできません。また答案のでは、「会解」欄には「合格ノート」の参照頁を記載幅しておりますので、復習の際のムダな時間を大幅観面においっトできるうえ、本試験直前の総まとめるにおいても、爆発的な威力を発揮する、まります。格までのオールインワン教材となっております。

# 4 全コースに「過去問テキスト」がついてくる! "平成年代"完全制覇! 昭和年代も 重要問題はセレクトして収録!

資格試験において、過去問学習は必須項目です。本学院の過去問集は昭和年代からの過去 50年以上の過去問を、常に最新の法令に準拠させ、受験生の皆様にご提供しております。基礎力総合編にも含まれています。

## 5 もちろん、複素数にも対応しています! 複素数の修得は必須です!

土地家屋調査士試験は、まさに時間との勝負と言われる程、知識とテクニックが問われる試験といえます。複素数の修得はそれだけで有利になる計算テクニックなのです。

# 6 ダウンロード講義ファイルが扱いやすい! (MP4ダウンロードタイプの方) USBメモリ保存可能! スマホタブレット等のオフライン視聴も可能!

本学院のダウンロード講義ファイルは、一度ダウンロードしていただければ、あとはオフラインで視聴いただけます。USBメモリに入れて別のパソコンでの視聴はもちろん、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末でのオフライン視聴も可能ですからパケット量を気にすることもありません。しかも削除されない限り、受講期間終了後も視聴できるから安心です。もちろん、ストリーミング再生にも対応しております。

※ファイルのコピーは受講生ご本人様の使用に限り許可しており、それ以外の複製・転売は固くお断りしております。

# 7 充実した答練講座がちがう! (総合コースの方) 試験を知り尽くした講師ブレーン炸裂! 的中続出の新作予想問題!

過去問は最良の学習教材であります。がしかし、過去問が本試験に出題されることはありません。本学院の答案練習講座(答練講座)は試験を知り尽くした講師陣によって、徹底的に試験分析を行い、狙われるであろう論点を確実に網羅できるよう、すべて新作問題を出題しています。基礎力総合編の受講後は、答練請座をペースメーカーとすることで、毎回が本番をシミュレーションすることができ、自然と合格レベルに達することが可能となります。

# **8** 学習方法等の悩みはオンラインでサクッと解決! オンラインカウンセリングがあるから安心です!

「記述式の学習方法がわからない」「何から始めれば良いかわからない」などの不安やお悩みを本学院講師によるオンラインカウンセリングで解決します。PC・スマホ・タブレット等の各種端末に対応しております。

【完全予約制・月1回まで・15分/1回】

学費 〈10%稅込〉 会長様の推薦状があれば、 **特別減免学費**でお申込み できます。 土地家屋調査士 新·最短合格講座 基礎力総合編 /

MP4映像ダウンロードタイプ

● 一般学費

152,600円

● 特別減免学費 129,710円



A 高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL ★TEL. 03 (6228) 1453

東京法绎学院

#TEL. 03 (6228) 1453 ★FAX. 03 (3266) 8018 ★HP. https://www.thg.co.jp

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階





